明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（三四五）　六

○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（三四六）　七

○金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（三四七）　八

○金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（三四八）　八

○金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（三四九）　九

○金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令（三五〇）　九

○麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令の一部を改正する政令（三五一）　一〇

○地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（三五二）　一〇

〔条　約〕

○日本国と欧州連合及び欧州連合構成国との間の戦略的パートナーシップ協定（一〇）　一〇

〔府　令〕

○金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（**内閣府**一〇〇）　三九

○金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（**同**一〇一）　四四

○金融商品の販売等に係る勧誘方針の公表の方法に関する内閣府令（**同**一〇二）　四九

〔告　示〕

○日本国と欧州連合及び欧州連合構成国との間の戦略的パートナーシップ協定の効力発生に関する件（**外務**三七二）　五〇

〔官庁報告〕

国家試験

令和六年公認会計士試験合格者（公認会計士・監査審査会）　五〇

〔公　告〕

諸事項

裁判所

破産、免責関係　五五

特殊法人等

日本弁護士連合会懲戒処分関係　五九

地方公共団体

行旅死亡人、押収物還付、特定空家等の除却命令関係　五九

会社その他

会社決算公告　六〇

本号で公布された法令のあらまし

◇補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三四五号）（財務省）

1　独立行政法人工業所有権情報・研修館が工業所有権の保護及び利用を図るために交付する助成金について補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律が準用されることに伴う所要の規定の整備等を行うこととした。（第一条、第三条第一項第五号、第二項第六号及び第三項、第四条第一項、第七条、第九条第二項、第四項及び第五項、第一三条第四号及び第五号、第一四条第一項第一号及び第二号、第一五条、第一六条第一項～第三項、第五項及び第六項並びに別表関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三四六号）（内閣府本府）

1　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第六六条第一項に規定する特定技術分野に係る国際特許分類記号を変更することとした。（第一二条第一項関係）

2　この政令は、令和七年一月一日から施行することとした。

◇金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三四七号）（金融庁）

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和六年一一月二一日とした。

◇**金融商品取引法施行令の一部を改正する政令**（政令第三四八号）（金融庁）

1　認可を要しない私設取引システム（ＰＴＳ）の要件に関する規定の整備

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律において、取引規模が限定的で、かつ、流動性の低い非上場有価証券のみを取り扱うＰＴＳ業務につき、第一種金融商品取引業の登録のみで運営できるよう緩和されたことに伴い、次のとおり改正することとした。

㈠　認可を要しないＰＴＳにおける有価証券の売買高の上限について、四半期当たり六〇〇億円とした。（第一五条の一〇の九関係）

㈡　認可を要しないＰＴＳにおいて取扱可能な有価証券として、社債等を追加することとした。（第一五条の一〇の一〇関係）

2　金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任事項の追加

認可を要しないＰＴＳ業務に係る重要な事項の変更についての事前届出の受理権限について、金融庁長官から財務局長等への委任に関する規制の整備を行うこととした。（第四二条関係）

3　その他

その他所要の規定の整理を行うこととした。

4　施行期日

この政令は、金融商品取法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年一一月二一日）から施行することとした。

◇**金融商品取引法施行令の一部を改正する政令**（政令第三四九号）（金融庁）

1　競売買の方法による場合の売買高の上限の緩和

私設取引システム（ＰＴＳ）における有価証券の売買等のうち競売買の方法を用いる場合の有価証券の売買高の基準に関して、当該ＰＴＳにおける総取引高の対取引所比を一〇パーセント以下、かつ、当該ＰＴＳにおける銘柄毎の総取引高の対取引所比を二〇パーセント以下へと緩和することとした。（第一条の一〇関係）

2　公開買付規制の見直し

金融商品取引法第二七条の二第一項第一号に規定する政令で定める取引として、電子情報処理組織を使用して行われる有価証券の取引であって、競売買の方法その他多数の者の参加の下に価格の形成が行われる方法として内閣府令で定める方法以外の売買価格の決定方法によるもののうち所定の要件を満たすものを追加することとしたほか、所要の規定の整備を行うこととした。（第六条の二関係）

3　施行期日等

㈠　経過措置を定めることとした。（附則第二項及び第三項関係）

㈡　この政令は、令和六年一二月一日から施行することとした。

◇**金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第三五〇号）（金融庁）

1　金融商品の販売等に係る勧誘方針の公表について、金融商品販売業者等に対し、原則として電気通信回線に接続して行う自動公衆送信による勧誘方針の公表を義務付けることとした。

2　この政令は、令和六年一二月一五日から施行することとした。

◇**麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令の一部を改正する政令**（政令第三五一号）（厚生労働省）

1　次に掲げる物を麻薬に指定することとした。（本則関係）

㈠　六ａ・七・一〇・一〇ａ―テトラヒドロ―六・六・九―トリメチル―三―ペンチル―六Ｈ―ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピラン―一―イル＝アセテート及びその塩類

㈡　六ａ・七・八・一〇ａ―テトラヒドロ―六・六・九―トリメチル―三―ペンチル―六Ｈ―ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピラン―一―イル＝プロピオネート及びその塩類

㈢　六ａ・七・一〇・一〇ａ―テトラヒドロ―六・六・九―トリメチル―三―ペンチル―六Ｈ―ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピラン―一―イル＝プロピオネート及びその塩類

2　この政令は、公布の日から起算して三〇日を経過した日から施行することとした。

◇**地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第三五二号）（厚生労働省）

1　社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会から保健医療等情報を正確に連結するために必要な情報の提供を受ける場合に、これらの者に納めなければならない手数料の額を、当該情報の件数が一、〇〇〇件までごとに七〇円と改めることとした。（本則関係）

2　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

3　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇**日本国と欧州連合及び欧州連合構成国との間の戦略的パートナーシップ協定**（条約第一〇号）（外務省）

この協定は、日本国と欧州連合及び欧州連合構成国との間で幅広い分野における協力を促進し、将来にわたる戦略的なパートナーシップを強化するための枠組みを定めるものである。この協定は、前文、本文五一箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

1　目的及び一般原則（第一条関係）

㈠　この協定は、両締約者が共通の関心事項に関する政治的な協力及び分野別の協力並びに共同行動を促進することにより、両締約者間の全般的なパートナーシップを強化すること等を行うことを目的とする。

㈡　両締約者は、第一条1に定める目的を達成するため、相互尊重、平等なパートナーシップ及び国際法の尊重の原則に基づいてこの協定を実施する。

㈢　両締約者は、政治問題、外交及び安全保障に関する政策その他分野別の協力の分野における相互の関心事項について、対話及び協力により、両締約者間のパートナーシップを強化する。このため、両締約者は、あらゆるレベルで会合を開催し、並びに両締約者の人々の間の一層広範な交流及び議会の間の交流を促進する。

2　民主主義、法の支配、人権及び基本的自由（第二条関係）

㈠　両締約者は、両締約者の内外の政策を支える民主主義、法の支配、人権及び基本的自由という共通の価値及び原則を引き続き擁護する。この点に関し、両締約者は、世界人権宣言及び関連する人権に関する国際条約であって両締約者が締結しているものを尊重することを再確認する。

㈡　両締約者は、国際的な場において第二条1に規定する共通の価値及び原則を促進する。両締約者は、適当な場合には、これらの共通の価値及び原則の促進及び実現に当たり、第三国と共に又は第三国において行うことを含め、協力し、及び調整する。

3　平和及び安全の促進（第三条関係）

㈠　両締約者は、国際及び地域の平和及び安全を促進するために協力する。

㈡　両締約者は、紛争の平和的解決を共同で促進するものとし、国際社会に対し、国際法に従いあらゆる紛争を平和的手段によって解決するよう奨励する。

4　危機管理（第四条関係）

両締約者は、危機管理及び平和構築の分野における共通の関心事項に関し、共通の立場を促進すること、国際機関及び国際的な場における決議及び決定について協力すること、紛争から脱しつつある国が持続可能な平和を実現するために行っている努力を支援すること、危機管理業務その他関連する計画及び事業について協力すること等により、意見の交換を促進し、及び共同で行動するよう努める。

5
大量破壊兵器（第五条関係）
(一)　両締約者は、大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散を防止するため、国際法に基づく義務の完全な遵守及び実施により、不拡散及び軍備縮小に関する制度の強化に当たって協力する。
(二)　両締約者は、核軍備の縮小を追求するための不可欠な基礎であり、世界的な核不拡散に関する制度の基礎であり、及び原子力の平和的利用を促進するための基礎である一九六八年七月一日にロンドン市、モスクワ市及びワシントン市で作成された核兵器の不拡散に関する条約（以下「核不拡散条約」という。）を普及させる。また、両締約者は、不拡散及び軍備縮小に関する制度に対するあらゆる課題に対処することの重要性並びに核不拡散条約を擁護し、及び強化することの必要性を強調しつつ、全ての者にとってより安全な世界を追求することを目的とする世界的な努力に引き続き積極的に貢献するよう取り組むものとし、また、核不拡散条約の目標に従い、国際の安定を促進するような方法で、及び全ての者にとって安全保障が損なわれないという原則に基づき、核兵器のない世界のための条件を引き続き作り出していくよう取り組む。
(三)　両締約者は、特に、汎用品及び大量破壊兵器関連の物品並びにこれらに係る技術についての効果的な輸出管理制度を発展させ、及び維持することにより、大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散に引き続き対処する。
(四)　両締約者は、第五条に定める両締約者の取組を強固にするため、この分野における対話を維持し、及び促進する。

6
通常兵器（第六条関係）
(一)　両締約者は、通常兵器並びに汎用品及びこれに係る技術の移転の管理の分野において、世界的な、地域的な、小地域的な及び域内のそれぞれの段階で、これらの流用を防止し、平和、安全及び安定に貢献し、並びに人類の苦しみを軽減するため、当該それぞれの段階で協力し、及び調整する。両締約者は、責任ある方法で、特に相互の安全保障上の関心に十分な考慮を払いつつ、移転の管理に関する政策を発展させ、及び実施する。
(二)　両締約者は、関連する国際文書による枠組みについてのそれぞれの約束を再確認した上で、通常兵器の国際的な貿易を規制し、並びにその不正な取引及び流用を防止し、及び根絶するため、これらの文書の下で協力し、及び適当な場合には調整する。第六条２の規定による協力には、適当な場合には、第三国においてこれらの枠組みの普遍化を促進し、及びその完全な実施を支援することを含める。
(三)　両締約者は、第六条の規定による両締約者の取組に伴って行われ、及び当該取組を強固にする対話を維持し、及び促進する。

7
国際刑事裁判所（第七条関係）
(一)　両締約者は、国際刑事裁判所及び適当な場合には国際連合の関連する決議に従って設置される裁判所を通ずること等により、国際的な関心事項である重大な犯罪の捜査及び訴追を促進するために協力する。
(二)　両締約者は、一九九八年七月一七日にローマで作成された国際刑事裁判所に関するローマ規程（以下「規程」という。）の目的の促進に当たって協力する。このため、両締約者は、適当な場合には規程の締結及び実施のために必要な措置をとるに当たっての経験を共有すること等により、規程の普遍性を引き続き促進すること等を行う。

8
テロリズム対策（第八条関係）
(一)　両締約者は、適用可能な国際法に従い、あらゆる形態のテロリズムの行為を防止し、及びこれと戦うため、両締約者間で並びに地域的及び国際的な段階で協力する。
(二)　両締約者は、国際連合テロリズム対策世界戦略及び国際連合安全保障理事会の関連する決議を考慮しつつ、協力を促進する。
(三)　両締約者は、国際法及びそれぞれの法令に基づくプライバシー及び個人情報の保護を尊重しつつ、テロリズムのあらゆる行為、方法及び慣行について、対話並びに情報及び意見の交換を促進する。

9
化学剤、生物剤、放射性物質及び核についてのリスク対応（第九条関係）
(一)　両締約者は、化学剤、生物剤、放射性物質及び核についてのリスクの防止、軽減及び管理並びにこれらのリスクへの対応に当たり、協力を促進する。
(二)　両締約者は、化学剤、生物剤、放射性物質及び核についてのリスクを管理するための第三国における制度的能力を強化することを目的として協力を促進する。

10
国際的及び地域的な協力並びに国際連合の改革（第一〇条関係）
(一)　両締約者は、効果的な多数国間主義についての約束の裏付けとして、国際連合並びに他の国際機関及び地域機関並びに国際的な場及び地域的な場の枠組みにおいて、意見の交換を行い、協力を促進し、及び適当な場合には立場を調整するよう努める。
(二)　両締約者は、国際連合及びその関連機関の全体の効率性、実効性、透明性、説明責任、能力及び代表性を強化することを目的として、国際連合の改革を促進するために協力する。

11
開発（第一一条関係）
(一)　両締約者は、定期的な対話等により開発に関する政策についての意見の交換を促進するものとし、適当な場合には、地球的規模の課題としての持続可能な開発及び貧困の撲滅に関する個別の政策について調整する。
(二)　両締約者は、適当な場合には、国際的な場及び地域的な場において開発問題に関する立場を調整する。
(三)　両締約者は、それぞれの開発に関する機関及び部局の間の情報の交換及び協力並びに適当な場合には現地における活動の調整を一層奨励するよう努める。
(四)　両締約者は、また、開発援助の分野において、情報、最良の慣行及び経験を交換するよう努めるものとし、不正な資金の流れを抑制するため、並びに両締約者及び受益国の資金上の利益に影響を及ぼす不正行為、詐欺、腐敗行為その他の違法行為をあらゆる段階で防止し、並びにこれらと戦うため、協力するよう努める。

12
災害対策及び人道的活動（第一二条関係）
(一)　両締約者は、災害のリスクを軽減し、及び災害に対する強靭性を高めるため、災害の防止及び軽減、災害への準備及び対応並びに災害からの復旧に当たり、協力並びに適当な場合には両締約者間における並びに地域的及び国際的な段階における調整を促進する。
(二)　両締約者は、人道的活動に当たり、効果的な対応を調整して行うため、協力するよう努める。

13
経済及び金融（第一三条関係）
(一)　両締約者は、持続可能で均衡のとれた成長、雇用創出の促進、マクロ経済上の過度な不均衡への対策及びあらゆる形態の保護主義との戦いという共通の目的を支援するための両締約者間及び多数国間の政策に関する緊密な調整を促進するため、情報及び経験の交換を促進する。
(二)　両締約者は、関連する国際機関及び国際的な場において現在行われている活動を支援するため、会計、監査、銀行業、保険業、金融市場及び金融部門の他の部分に関する規制制度及び監督制度を改善すること等により金融の安定性及び財政の持続可能性を確保するための協力を強化することを目的として、金融に関する政策及び規制について情報の交換を促進する。

14
科学、技術及びイノベーション（第一四条関係）
　両締約者は、科学、技術及びイノベーションの分野において、二〇〇九年一一月三〇日にブリュッセルで作成された科学技術における協力に関する日本国政府と欧州共同体との間の協定に基づき、相互に関心を有する優先事項に特に重点を置いて、協力を促進する。

15 運輸（第一五条関係）

(一) 両締約者は、運輸に関する政策及び慣行並びに全ての輸送手段に関する他の相互に関心を有する分野について情報の交換及び対話を促進することによって協力を追求し、並びに適当な場合には運輸に関する国際的な場において立場を調整する。

(二) 第一五条1に規定する協力の分野には、航空部門、海上運輸部門及び鉄道部門を含める。

16 宇宙空間（第一六条関係）

(一) 両締約者は、宇宙に関する政策及び活動について意見及び情報の交換を促進する。

(二) 両締約者は、宇宙空間の探査及び平和的利用に当たり、適当な場合には定期的な対話等により、協力するよう努める。

17 産業協力（第一七条関係）

(一) 両締約者は、両締約者の企業の競争力を向上させるために産業協力を促進する。このため、両締約者は、例えば、イノベーション、気候変動、エネルギー効率性、標準化及び企業の社会的責任の分野並びに中小企業の競争力の向上及び国際化の支援の分野におけるそれぞれの産業に関する政策について意見及び最良の慣行の交換を促進する。

(二) 両締約者は、企業間の対話等により、それぞれの企業の競争力及び企業間の協力を向上させるため、公的部門及び民間部門が行っている協力活動を円滑にする。

18 税関（第一八条関係）

両締約者は、税関の分野において、二〇〇八年一月三〇日にブリュッセルで作成された税関に係る事項における協力及び相互行政支援に関する日本国政府と欧州共同体との間の協定に基づき、効果的な税関管理及び関税法令の遵守を確保しつつ、協力を促進する。また、両締約者は、関連する国際的な枠組みにおいて意見を交換し、及び協力する。

19 租税（第一九条関係）

両締約者は、租税に関する良い統治を促進するため、特に、第三国に対し、透明性を高め、情報の交換を確保し、及び有害な租税上の慣行を撤廃するよう奨励することにより、国際的に確立された租税基準に沿った協力を促進するよう努める。

20 観光（第二〇条関係）

両締約者は、観光の持続可能な発展及び観光産業の競争力の向上に関する協力であって、経済成長、文化交流及び人々の間の交流に貢献し得るものを促進する。

21 情報通信技術（第二一条関係）

両締約者は、情報通信技術の分野において、電子的な通信等を含む重要な事項に関する協力を促進するため、それぞれの政策及び規制について意見を交換する。

22 消費者保護（第二二条関係）

両締約者は、高い水準の消費者の保護を目的とする政策及び法令について対話及び意見の交換を促進するものとし、重要な分野における協力を促進する。

23 環境（第二三条関係）

(一) 両締約者は、環境に関する政策及び規制について、意見、情報及び最良の慣行の交換を促進するものとし、例えば資源の効率的な利用等の分野における協力を促進する。

(二) 両締約者は、両締約者に適用可能な関連する国際協定及び国際文書による枠組み並びに国際的な場において協力を促進するよう努める。

24 気候変動（第二四条関係）

(一) 両締約者は、世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏二度高い水準を十分に下回るものに抑え、及び世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏一・五度高い水準までのものに制限するための努力を継続するために世界全体の温室効果ガスの排出量を緊急、大幅及び持続的に削減することの必要性を認識しつつ、温室効果ガスの人為的な排出を削減するための域内の及び国際的な行動等により、率先して気候変動及びその悪影響に対処する。両締約者は、適当な場合には、一九九二年五月九日にニューヨークで作成された気候変動に関する国際連合枠組条約の下で同条約の目的を達成するため、二〇一五年一二月一二日にパリで作成されたパリ協定の実施に当たり、及び多数国間の法的枠組みを強化するため、協力する。また、両締約者は、他の関連する国際的な場において協力を促進するよう努める。

(二) 両締約者は、また、持続可能な開発を促進するため、気候変動の分野における相互の関心事項（炭素の排出が少ない技術の研究及び開発、市場に基づく仕組み、短寿命の気候汚染物質の削減等の種々の措置による気候変動の緩和等）について情報及び最良の慣行の交換並びに適当な場合には政策の調整を促進することにより、協力を追求する。

25 都市（第二五条関係）

両締約者は、特に都市に関する政策の分野における共通の課題に対処するため、この分野における経験及び良い慣行の交換を促進する。また、両締約者は、適当な場合には、地方政府又は市当局の間でのこのような経験及び良い慣行の交換を奨励する。

26 エネルギー（第二六条関係）

両締約者は、エネルギーの分野において、協力並びに適当な場合には国際機関及び国際的な場における緊密な調整を促進するよう努める。

27 農業（第二七条関係）

(一) 両締約者は、農業、農村の振興及び森林経営に関する政策について協力を促進する。

(二) 両締約者は、農業及び森林経営の分野における研究及びイノベーションについて協力を促進する。

28 漁業（第二八条関係）

(一) 両締約者は、利用可能な最良の科学的情報に基づく漁業資源の長期的な保存、効果的な管理及び持続可能な利用を促進するため、予防的であり、及び生態系を重視する取組方法に従い、漁業に関する政策について対話及び協力を促進する。

(二) 両締約者は、違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し、抑止し、及び排除するため、意見及び情報の交換並びに国際協力を促進する。

(三) 両締約者は、関連する地域的な漁業管理のための機関における協力を強化する。

29 海洋（第二九条関係）

両締約者は、一九八二年一二月一〇日にモンテゴ・ベイで作成された海洋法に関する国際連合条約に反映されている国際法に基づき、海洋問題について、対話を促進し、及び相互の理解を増進するものとし、この分野における法の支配等を促進するために協力する。

30 雇用、労働及び社会問題（第三〇条関係）

(一) 両締約者は、雇用、社会問題及び適切な仕事の分野において、意見及び経験の交換により並びに適当な場合には共通の関心事項に関する協力活動により、協力を促進する。

(二) 両締約者は、関連する国際文書についてのそれぞれの約束に基づき、国際的に認められた労働及び社会に関する基準を尊重し、促進し、及び実現するよう努め、並びに適切な仕事を促進する。

31 保健（第三一条関係）

両締約者は、保健の分野において、特に、感染症及び非感染性疾患の防止及び管理に当たって協力することにより、国境を越える保健に関する問題に効果的に対処するため、意見、情報及び経験の交換を促進する。

32 司法協力（第三二条関係）

(一) 両締約者は、民事及び商事に関する司法協力を促進する。

(二) 両締約者は、二〇〇九年一二月一五日に東京で、及び同年一一月三〇日にブリュッセルで署名された刑事に関する共助に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づき、刑事に関する司法協力を促進する。

33　腐敗行為及び組織犯罪対策（第三三条関係）

両締約者は、腐敗行為及び国際的な組織犯罪の防止並びにこれらとの戦いに当たり、適当な場合には関連する国際協定を普及させること等により、協力を促進する。

34　資金洗浄及びテロリズムに対する資金供与対策（第三四条関係）

両締約者は、金融活動作業部会等の関連する国際的な組織の下で普遍的に認められた基準を考慮しつつ、それぞれの金融制度が犯罪収益の洗浄のため又はテロリズムに対する資金供与のために利用されることを防止するに当たり、情報の交換等により、協力を促進する。

35　不正な薬物対策（第三五条関係）

両締約者は、不正な薬物を防止し、及びこれと戦うに当たり、不正な薬物の供給、取引及び需要を減少させること等を目的として、協力を促進する。

36　サイバー（第三六条関係）

㈠　両締約者は、サイバーに係る問題に関するそれぞれの政策及び活動について意見及び情報の交換を促進するものとし、国際的な場及び地域的な場におけるこのような意見及び情報の交換を奨励する。

㈡　両締約者は、サイバー空間における人権及び情報の自由な流れを可能な最大限度まで促進し、及び保護するため、協力を促進する。

両締約者は、この目的のため、サイバー空間において国際法が適用されるとの理解に基づき、適当な場合には、サイバー空間における国際的な規範の形成及び作成並びに信頼醸成の促進に当たって協力する。

㈢　両締約者は、適当な場合には、第三国が、サイバーセキュリティを強化し、及びサイバー犯罪と戦うための能力を高めるために協力する。

㈣　両締約者は、サイバー犯罪を防止し、及びこれと戦うに当たり、協力を促進する。

37　乗客予約記録（第三七条関係）

両締約者は、プライバシーの権利及び個人情報の保護を尊重しつつ、テロリズムの行為及び重大な犯罪を防止し、並びにこれらと戦うため、それぞれの法令に適合する範囲内で乗客予約記録等の利用可能な手段を利用するよう努める。

38　移住（第三八条関係）

㈠　両締約者は、移住に係る社会経済上の現実を考慮しつつ、移住の分野における政策について対話を促進する。

㈡　両締約者は、正規でない入国を防止し、及び管理するため、自国民の不当に遅延することのない再入国を確保すること、自国民に対して渡航に関連する適切な書類を提供すること等により、協力を促進する。

39　個人情報保護（第三九条関係）

両締約者は、高い水準の個人情報の保護を確保するため、協力を促進する。

40　教育、青少年及びスポーツ（第四〇条関係）

㈠　両締約者は、教育、青少年及びスポーツの分野における政策について意見及び情報の交換を促進する。

㈡　両締約者は、適当な場合には、教育、青少年及びスポーツの分野における協力活動を奨励する。

41　文化（第四一条関係）

㈠　両締約者は、文化活動に従事する者の交流及び芸術作品の交流を促進し、並びに適当な場合には文化の種々の分野における共同の自発的活動を行うよう努める。

㈡　両締約者は、相互の意識及び理解を高めるため、文化の分野におけるそれぞれの市民社会の間及び機関の間の対話及び協力を奨励する。

㈢　両締約者は、共通の目標を追求し、並びに文化の多様性及び文化遺産の保護を促進するため、関連する国際的な場において相互の関心事項について協力するよう努める。

42　合同委員会（第四二条関係）

㈠　両締約者の代表者から成る合同委員会を設置する。同委員会は、両締約者の代表者を共同議長とする。

㈡　合同委員会は、この協定によって構築される全般的なパートナーシップを調整すること等を行う。

㈢　合同委員会は、コンセンサス方式により決定を行う。

㈣　合同委員会は、通常年一回、東京及びブリュッセルで交互に会合する。また、同委員会は、いずれか一方の締約者の要請によって会合する。

㈤　合同委員会は、その手続規則を採択する。

43　紛争解決（第四三条関係）

㈠　両締約者は、相互尊重、平等なパートナーシップ及び国際法の尊重の原則に基づき、この協定に基づく義務を履行するために必要なあらゆる一般的な又は個別の行動をとる。

㈡　両締約者は、この協定の解釈、適用又は実施に関する紛争が生じた場合には、適時に、かつ、友好的な方法により当該紛争を解決するため、相互に協議し、及び協力するための努力を強化する。

㈢　第四三条2の規定によっても紛争を解決することができなかった場合には、いずれの締約者も、更なる討議及び検討のため当該紛争を合同委員会に付託することを要請することができる。

㈣　両締約者は、それぞれこの協定に基づく協力の基礎の不可欠の要素を成す第二条1及び第五条1に規定する義務の特に深刻かつ重大な違反が、平和及び安全を脅かし、かつ、国際的な影響を及ぼすその例外的な重大性及び性質により、特に緊急を要する事案として取り扱われ得ることを認識する。

㈤　第四三条4に規定する特に緊急を要する事案が一方の締約者の領域で生ずるという可能性が低く、かつ、予期されない事態が生じた場合には、合同委員会は、他方の締約者の要請により、一五日以内に緊急の協議を行う。

合同委員会は、相互に受入れ可能な解決に達することができなかった場合には、当該事案に関する閣僚レベルの会合を緊急に招集する。

㈥　特に緊急を要する事案について閣僚レベルで相互に受入れ可能な解決に達しなかった場合には、第四三条5に規定する要請を行った締約者は、国際法に従ってこの協定の規定を停止することを決定することができる。加えて、両締約者は、同条5に規定する要請を行った締約者が国際法に従いこの協定の枠外で他の適当な措置をとることができることに留意する。当該締約者は、他方の締約者に対し、書面により直ちにその決定を通告するものとし、両締約者に受入れ可能な方法で問題を解決するために必要な最小限の期間当該決定を適用する。

㈦　両締約者は、この協定の規定を停止する決定を促した特に緊急を要する事案の進展を絶えず検討する。この協定の規定を停止した締約者は、その停止を撤回することが適当となり次第、また、いかなる場合にも特に緊急を要する事案がもはや存在しなくなったときは直ちに、その停止を撤回する。

㈧　この協定は、両締約者間の他の協定の解釈若しくは適用に影響を及ぼすものではなく、又はこれらを害するものではない。特に、この協定の紛争解決に関する規定は、いかなる場合にも、両締約者間の他の協定の紛争解決に関する規定に代わるものではなく、又はこれらに影響を及ぼすものではない。

政令

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和六年十一月二十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

政令第三百四十五号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第五条、第十八条第三項、第二十二条、第二十五条第一項、第二十六条第一項及び第二十八条（独立行政法人工業所有権情報・研修館法（平成十一年法律第二百一号）第十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条　この政令において「補助金等」、「補助事業等」、「補助事業者等」、「間接補助金等」、「間接補助事業等」、「間接補助事業者等」、「各省各庁の長」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（別表の準用規定の欄に掲げる規定において準用する場合を含む。以下「法」という。）第二条に規定する補助金等、補助事業等、補助事業者等、間接補助金等、間接補助事業等、間接補助事業者等、各省各庁又は各省各庁の長をいう。

2　この政令において「補助実施法人」とは、別表の準用規定の欄に掲げる規定においてその交付する補助金等について補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律を準用する同表の法人の欄に掲げる法人をいい、「補助実施法人の代表者」とは、同表の代表者の欄に掲げる者をいう。

第三条第一項第五号を次のように改める。

五　その他各省各庁の長又は補助実施法人の代表者（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の理事長を除く。第九条第二項及び第四項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）、第十三条第四号及び第五号並びに第十四条第一項第二号を除き、以下同じ。）が定める事項

第三条第二項第六号及び第三項、第四条第一項並びに第七条中「各省各庁の長」の下に「又は補助実施法人の代表者」を加える。

第九条第二項を次のように改める。

2　補助事業者等は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成するためとった措置及び当該補助金等の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、これを各省各庁の長又は補助実施法人の代表者に提出しなければならない。

第九条第四項を次のように改める。

4　補助実施法人の代表者は、法第十八条第三項の規定により補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消しをしようとする場合には、当該補助実施法人の代表者に対応する別表の所管大臣の欄に掲げる大臣の承認を受けなければならない。

第九条第五項中「農林水産大臣、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は環境大臣」を「別表の所管大臣の欄に掲げる大臣」に改める。

第十三条第四号及び第五号中「各省各庁の長」の下に「又は補助実施法人の代表者」を加える。

第十四条第一項第一号中「国」の下に「又は補助実施法人」を加え、同項第二号中「各省各庁の長」の下に「又は補助実施法人の代表者」を加える。

第十五条中「各省各庁の長」の下に「又は補助実施法人の代表者」を加える。

第十六条第一項から第三項までを次のように改める。

各省各庁の長又は補助実施法人の代表者は、法第二十六条第一項の規定により、補助金等の交付に関する事務（補助金等の交付の申請の受理、交付の決定及びその取消し、補助事業等の実績報告の受理、補助金等の額の確定、補助金等の返還に関する処分その他補助事業等の監督に関する事務をいう。以下この条及び次条において同じ。）の一部を当該各省各庁又は補助実施法人（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を除く。）の機関に委任することができる。

2　各省各庁の長は、前項の場合において、その地方支分部局に委任しようとするときは、当該補助金等の名称を明らかにして、委任しようとする補助金等の交付に関する事務の内容及び機関について、財務大臣に協議しなければならない。

3　補助実施法人の代表者は、第一項の場合において、その従たる事務所の職員に委任しようとするときは、当該補助金等の名称を明らかにして、委任しようとする補助金等の交付に関する事務の内容及び職員について、当該補助実施法人の代表者に対応する別表の所管大臣の欄に掲げる大臣の承認を受けなければならない。

第十六条第五項中「各省各庁の長」の下に「又は補助実施法人の代表者」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　各省各庁の長は、他の法律の規定により当該各省各庁の所掌事務を他の各省各庁の機関が行う場合には、法第二十六条第一項の規定により、当該所掌事務に係る補助金等の交付に関する事務の一部を当該他の各省各庁の機関に委任することができる。この場合においては、当該補助金等の名称を明らかにして、委任しようとする補助金等の交付に関する事務の内容及び機関について、財務大臣に協議しなければならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第一条、第九条、第十六条関係）

準用規定	法人	代表者	所管大臣
日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）第二十条の二	日本中央競馬会	日本中央競馬会の理事長	農林水産大臣
国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）第十九条（同法附則第八条第二項の規定により読み替えられる場合を含む。）	国立研究開発法人情報通信研究機構	国立研究開発法人情報通信研究機構の理事長	総務大臣
独立行政法人工業所有権情報・研修館法（平成十一年法律第二百一号）第十二条	独立行政法人工業所有権情報・研修館	独立行政法人工業所有権情報・研修館の理事長	経済産業大臣
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）第十二条の二	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の理事長	経済産業大臣
独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第百二十六号）第十七条（肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第十五条の規定により読み替えられる場合を含む。）	独立行政法人農畜産業振興機構	独立行政法人農畜産業振興機構の理事長	農林水産大臣

独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）第三十七条	独立行政法人国際協力機構	独立行政法人国際協力機構の理事長	外務大臣
独立行政法人国際交流基金法（平成十四年法律第百三十七号）第十三条	独立行政法人国際交流基金	独立行政法人国際交流基金の理事長	外務大臣
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）第十八条	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の理事長	経済産業大臣
独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第十六条（同法附則第十四条の規定により読み替えられる場合を含む）	独立行政法人中小企業基盤整備機構	独立行政法人中小企業基盤整備機構の理事長	経済産業大臣
独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第百五十九号）第十七条第二項及び附則第二条の六	独立行政法人日本学術振興会	独立行政法人日本学術振興会の理事長	文部科学大臣
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）第二十四条	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の理事長	内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣
独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第二十八条	独立行政法人日本スポーツ振興センター	独立行政法人日本スポーツ振興センターの理事長	文部科学大臣
独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成十四年法律第百六十三号）第十七条	独立行政法人日本芸術文化振興会	独立行政法人日本芸術文化振興会の理事長	文部科学大臣
独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十三条	独立行政法人福祉医療機構	独立行政法人福祉医療機構の理事長	厚生労働大臣
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）第二十三条	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の理事長	国土交通大臣
独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）第十一条	独立行政法人環境再生保全機構	独立行政法人環境再生保全機構の理事長	環境大臣
独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第二十四条	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構の理事長	文部科学大臣
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）第二十二条	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の機構長	文部科学大臣
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号）第十六条	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の理事長	厚生労働大臣
国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十七条の三	国立研究開発法人日本医療研究開発機構	国立研究開発法人日本医療研究開発機構の理事長	内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（復興庁組織令の一部改正）

2　復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項の表補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の項中「第十六条第一項」を「第十六条第二項」に改める。

財務大臣　加藤　勝信
経済産業大臣　武藤　容治
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十一月二十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

政令第三百四十六号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第六十六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和四年政令第三百九十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「以下この項に」を「第一号に」に改め、第四十五号及び第四十六号を削り、第四十七号を第四十五号とし、同項に次の二号を加える。

四十六　国際特許分類記号H一〇F三〇／〇〇、H一〇F三〇／二一、H一〇F三〇／二二、H一〇F三〇／二三、H一〇F三〇／二五、H一〇F三〇／二七、H一〇F三〇／二四、H一〇F三〇／二六、H一〇F三〇／二八、H一〇F三〇／二九、H一〇F三〇／二九二、H一〇F三〇／二九五又はH一〇F三〇／二九八に該当する技術の分野のうち、量子ドット又は超格子に関するもの

四十七　国際特許分類記号H一〇F三九／一〇、H一〇F三九／一二、H一〇F三九／一五又はH一〇F三九／一八に該当する技術の分野のうち、量子ドット又は超格子に関するもの

附　則

この政令は、令和七年一月一日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正
経済産業大臣　武藤　容治

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十一月二十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

政令第三百四十七号

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三十二号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和六年十一月二十一日とする。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

金融商品取引法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十一月二十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

政令第三百四十八号

金融商品取引法施行令の一部を改正する政令

内閣は、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項第十号イ、第三十条第一項ただし書及び同項第四号並びに第百九十四条の七第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の十第一号中「百分の一」の下に「以下」を加え、同条第二号中「百分の十」の下に「以下」を加える。

第十五条の十の八の次に次の二条を加える。

（認可を要しないこととなる有価証券の売買高の基準）

第十五条の十の九　法第三十条第一項ただし書に規定する政令で定める基準は、四半期（法第四十六条の六第三項に規定する四半期をいう。第十七条の二の三第三項において同じ。）当たり六百億円とする。

（認可を要しないこととなる有価証券の種類）

第十五条の十の十　法第三十条第一項第四号に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるもの（金融商品取引所に上場され、又は法第六十七条の十一第一項の規定により登録を受けたものを除く。）とする。

一　法第二条第一項第五号、第十号若しくは第十一号に掲げる有価証券（同項第五号に掲げるものにあつては、政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券を除く。）又は同項第十七号に掲げる有価証券で同項第五号に掲げる有価証券の性質を有するもの

二　前号に掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

三　法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号又は第二号に掲げる権利

四　法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第三号に掲げる権利（次に掲げる権利に限る。）又は同項第四号に掲げる権利（次に掲げる権利の性質を有するものに限る。）

イ　合資会社の社員権（有限責任社員として有するものに限る。）

ロ　合同会社の社員権

五　法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号に掲げる権利（次に掲げる権利に該当するものに限る。）又は同項第六号に掲げる権利（次に掲げる権利に該当するものに類する権利に限る。）

イ　商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約に基づく権利

ロ　投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約に基づく権利（有限責任組合員として有するものに限る。）

ハ　有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利

ニ　社団法人の社員権

第十七条の二の三第三項中「（法第四十六条の六第三項に規定する四半期をいう。）」を削る。

第二十七条の八第二号中「（平成十年法律第九十号）」を削り、同条第三号中「（平成十七年法律第四十号）」を削る。

第四十二条第二項第四号中「及び第三項」を「、第三項及び第七項」に改める。

附　則

この政令は、金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三十二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年十一月二十一日）から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

金融商品取引法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十一月二十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

政令第三百四十九号

金融商品取引法施行令の一部を改正する政令

内閣は、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項第十号イ、第二十七条の二第一項第一号及び第百九十六条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の十第一号中「当該六月間」を「その月の前月末日から起算して過去五月間」に、「百分の一」を「百分の十」に改め、同条第二号中「当該六月間」を「その月の前月末日から起算して過去五月間」に、「百分の十」を「百分の二十」に改める。

第六条の二第二項第二号中「次に掲げる要件の全て」を「次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める要件」に改め、同号イ及びロを次のように改める。

イ　電子情報処理組織を使用して行われる売付け若しくは買付けの申込み又は売買に係る売買価格の決定方法が競売買の方法その他多数の者の参加の下に価格の形成が行われる方法として内閣府令で定める方法である場合　次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1)　電子情報処理組織を使用して行われた売付け若しくは買付けの申込み又は売買についてその対象となつた有価証券の種類、銘柄、価格その他当該申込み又は売買の内容を示すべき事項として内閣府令で定める事項が直ちに公表されることとなつていること。

(2)　電子情報処理組織を使用して行われた買付けの申込みに係る有価証券を所有する者が当該電子情報処理組織を使用して当該有価証券を適時に売却する機会が確保されていると認められること。

ロ　売買価格の決定方法がイに規定する方法以外の方法である場合　次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1)　電子情報処理組織を使用して行われた売買についてその対象となつた有価証券の種類、銘柄、価格その他当該売買の内容を示すべき事項として内閣府令で定める事項が日ごとに公表されることとなつていること。

(2)　電子情報処理組織を使用して行われる売買の価格について取引所金融商品市場における売買の価格を基礎として内閣府令で定める価格の範囲内とするために必要な措置がとられていること。

第六条の二第二項第二号ハを削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の金融商品取引法施行令第六条の二第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、この政令の施行の日以後に開始する金融商品取引法第二十七条の二第一項第一号に規定する株券等の買付け等について適用し、同日前に開始した同号に規定する株券等の買付け等については、なお従前の例による。

3　この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十一月二十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

政令第三百五十号

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条を次のように改める。

（勧誘方針の公表の方法）

第十四条　法第十条第三項に規定する政令で定める方法は、次の各号に掲げる方法をいずれも行う方法とする。

一　金融商品販売業者等の本店又は主たる事務所（金融商品販売業者等が個人である場合にあつては、住所。以下この条において同じ。）において勧誘方針を見やすいように掲示する方法又は勧誘方針を閲覧に供する方法

二　金融商品販売業者等がその営業所、事務所その他の場所（その本店又は主たる事務所を除く。以下この条において「営業所等」という。）において金融商品の販売等を行う場合にあつては、金融商品の販売等を行う営業所等ごとに、勧誘方針を見やすいように掲示する方法又は勧誘方針を閲覧に供する方法

三　次のいずれにも該当する場合を除き、内閣府令で定めるところにより、勧誘方針を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供する方法

イ　金融商品販売業者等の事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合

ロ　金融商品販売業者等が、電子情報処理組織を使用する方法により金融商品の販売等（現にその本店若しくは主たる事務所又は営業所等にいる顧客に対して行うものを除く。）を行わない場合

附　則

この政令は、令和六年十二月十五日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令の一部を改正する政令を公布する。

御　名　御　璽

令和六年十一月二十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

政令第三百五十一号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）別表第一第七十七号の規定に基づき、この政令を制定する。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中第百六十号を第百六十三号とし、第六十九号から第百五十九号までを三号ずつ繰り下げ、第六十八号の次に次の三号を加える。

六十九　六ａ・七・十・十ａ－テトラヒドロ－六・六・九－トリメチル－三－ペンチル－六Ｈ－ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピラン－一－イル＝アセテート及びその塩類

七十　六ａ・七・八・十ａ－テトラヒドロ－六・六・九－トリメチル－三－ペンチル－六Ｈ－ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピラン－一－イル＝プロピオネート及びその塩類

七十一　六ａ・七・十・十ａ－テトラヒドロ－六・六・九－トリメチル－三－ペンチル－六Ｈ－ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピラン－一－イル＝プロピオネート及びその塩類

附　則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣　福岡　資麿
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十一月二十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

政令第三百五十二号

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第十二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令（平成元年政令第二百五号）の一部を次のように改正する。

第五条中「五十五円」を「七十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前に地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第十二条第一項の規定による情報の提供の求めを行った同項に規定する連結情報照会者が同条第三項の規定により納付すべき手数料の額については、改正後の第五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

厚生労働大臣　福岡　資麿
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

条　約

日本国と欧州連合及び欧州連合構成国との間の戦略的パートナーシップ協定をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十一月二十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

条約第十号

日本国と欧州連合及び欧州連合構成国との間の戦略的パートナーシップ協定

一方の締約者である日本国並びに他方の締約者である欧州連合（以下「連合」という。）並びに欧州連合に関する条約及び欧州連合の運営に関する条約の締約国であるベルギー王国、ブルガリア共和国、チェコ共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、エストニア共和国、アイルランド、ギリシャ共和国、スペイン王国、フランス共和国、クロアチア共和国、イタリア共和国、キプロス共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、ルクセンブルク大公国、ハンガリー、マルタ共和国、オランダ王国、オーストリア共和国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、ルーマニア、スロベニア共和国、スロバキア共和国、フィンランド共和国、スウェーデン王国及びグレートブリテン及び北アイルランド連合王国（以下「連合構成国」という。）（以下連合及び連合構成国を「連合締約者」といい、日本国及び連合締約者を「両締約者」という。）は、

戦略的パートナーとしての長期的で深い協力の基礎となる共通の価値及び原則、特に、民主主義、法の支配、人権及び基本的自由についての約束を再確認し、

日本国と欧州共同体及び欧州共同体構成国との間の関係に関する共同宣言が千九百九十一年に発出されて以来両締約者間で形成され、及び一層緊密となってきたきずなを想起し、

両締約者間の種々の分野における現行の協定が両締約者間の関係に対して果たしている有益な貢献を強化し、及び増進することを希望し、

世界的な相互依存関係の増大により国際協力を深めることが必要となっていることを認識し、

志を同じくする世界的なパートナーとして、国際連合憲章の原則及び目的に従って公正なかつ安定した国際秩序を構築すること並びに世界の平和、安定及び繁栄並びに人間の安全保障を実現することについての共通の責任及び約束を意識し、

大量破壊兵器の拡散、テロリズム、気候変動、貧困及び感染症、海洋、サイバー空間及び宇宙空間における共通の利益に対する脅威等の国際社会が直面しなければならない主要な地球的規模の課題に対処するために緊密に協力することを決意し、

また、国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪が処罰されずに済まされてはならないことを決意し、

政治的、経済的及び文化的なきずなを強化することにより並びに協定により、両締約者間の全般的なパートナーシップを包括的に強化することを決意し、

また、あらゆるレベルで協議を強化すること、あらゆる共通の関心事項について共同行動をとること等により、協力を促進し、及び協力全体の整合性を維持することを決意し、

両締約者がこの協定の範囲内で個別の協定（連合が欧州連合の運営に関する条約第三部第五編の規定に従って締結することとなる自由、安全及び司法の分野におけるものに限る。）を締結することを決定した場合にはこのような将来締結する個別の協定がグレートブリテン及び北アイルランド連合王国

又はアイルランドを拘束しないこと（連合が、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国又はアイルランドと同時に、それぞれとのその時点における関係について、欧州連合に関する条約及び欧州連合の運営に関する条約に附属する自由、安全及び司法の分野に関する連合王国及びアイルランドの地位に関する議定書（第二十一議定書）に従ってグレートブリテン及び北アイルランド連合王国又はアイルランドが連合の一部として当該個別の協定に拘束されることとなる旨を日本国に通告する場合を除く。）に留意し、この協定を実施するために同編の規定に従ってとることとなる連合の域内の措置がグレートブリテン及び北アイルランド連合王国又はアイルランドを拘束しないこと（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国又はアイルランドが、同議定書に従って、当該措置に参加し、又は当該措置を受け入れる旨の希望を通告した場合を除く。）に留意し、また、このような将来締結する個別の協定又は連合の域内の措置が欧州連合に関する条約及び欧州連合の運営に関する条約に附属するデンマークの地位に関する議定書（第二十二議定書）の適用を受けることとなることに留意して、次のとおり協定した。

第一条　目的及び一般原則

1　この協定は、両締約者が次のことを行うことを目的とする。

(a)　共通の関心事項（地域の課題及び地球的規模の課題等）に関する政治的な協力及び分野別の協力並びに共同行動を促進することにより、両締約者間の全般的なパートナーシップを強化すること。

(b)　両締約者間の協力並びに国際機関及び地域機関並びに国際的な場及び地域的な場における協力を促進するための長期的な法的基礎を提供すること。

(c)　正義の原則及び国際法の原則に従って紛争を平和的に解決することを促進することにより、国際の平和及び安定に共同で貢献すること。

(d)　共通の価値及び原則（特に、民主主義、法の支配、人権及び基本的自由）の促進に共同で貢献すること。

2　両締約者は、1に定める目的を達成するため、相互尊重、平等なパートナーシップ及び国際法の尊重の原則に基づいてこの協定を実施する。

3　両締約者は、政治問題、外交及び安全保障に関する政策その他分野別の協力の分野における相互の関心事項について、対話及び協力により、両締約者間のパートナーシップを強化する。このため、両締約者は、あらゆるレベル（指導者、閣僚、上級職員等）で会合を開催し、並びに両締約者の人々の間の一層広範な交流及び議会の間の交流を促進する。

第二条　民主主義、法の支配、人権及び基本的自由

1　両締約者は、両締約者の内外の政策を支える民主主義、法の支配、人権及び基本的自由という共通の価値及び原則を引き続き擁護する。この点に関し、両締約者は、世界人権宣言及び関連する人権に関する国際条約であって両締約者が締結しているものを尊重することを再確認する。

2　両締約者は、国際的な場において1に規定する共通の価値及び原則を促進する。両締約者は、適当な場合には、これらの共通の価値及び原則の促進及び実現に当たり、第三国と共に又は第三国において行うことを含め、協力し、及び調整する。

第三条　平和及び安全の促進

1　両締約者は、国際及び地域の平和及び安全を促進するために協力する。

2　両締約者は、紛争（それぞれの地域におけるもの等）の平和的解決を共同で促進するものとし、国際社会に対し、国際法に従いあらゆる紛争を平和的手段によって解決するよう奨励する。

第四条　危機管理

両締約者は、危機管理及び平和構築の分野における共通の関心事項に関し、共通の立場を促進すること、国際機関及び国際的な場における決議及び決定について協力すること、紛争から脱しつつある国が持続可能な平和を実現するために行っている努力を支援すること、危機管理業務その他関連する計画及び事業について協力すること等により、意見の交換を促進し、及び共同で行動するよう努める。

第五条　大量破壊兵器

1　両締約者は、大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散を防止するため、国際法に基づく義務（両締約者に適用可能な関連する国際協定及び他の国際的な義務を含む。）の完全な遵守及び実施により、不拡散及び軍備縮小に関する制度の強化に当たって協力する。

2　両締約者は、核軍備の縮小を追求するための不可欠な基礎であり、世界的な核不拡散に関する制度の基礎であり、及び原子力の平和的利用を促進するための基礎である千九百六十八年七月一日にロンドン市、モスクワ市及びワシントン市で作成された核兵器の不拡散に関する条約（以下「核不拡散条約」という。）を普及させる。また、両締約者は、不拡散及び軍備縮小に関する制度に対するあらゆる課題に対処することの重要性並びに核不拡散条約を擁護し、及び強化することの必要性を強調しつつ、全ての者にとってより安全な世界を追求することを目的とする世界的な努力に引き続き積極的に貢献するよう取り組むものとし、また、核不拡散条約の目標に従い、国際の安定を促進するような方法で、及び全ての者にとって安全保障が損なわれないという原則に基づき、核兵器のない世界のための条件を引き続き作り出していくよう取り組む。

3　両締約者は、特に、汎用品及び大量破壊兵器関連の物品並びにこれらに係る技術についての効果的な輸出管理制度（最終用途管理、輸出管理に関する違反に対する効果的な制裁等）を発展させ、及び維持することにより、大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散に引き続き対処する。

4　両締約者は、この条に定める両締約者の取組を強固にするため、この分野における対話を維持し、及び促進する。

第六条　小型武器及び軽兵器を含む通常兵器

1　両締約者は、通常兵器並びに汎用品及びこれに係る技術の移転の管理の分野において、世界的な、地域的な、小地域的な及び域内のそれぞれの段階で、これらの流用を防止し、平和、安全及び安定に貢献し、並びに人類の苦しみを軽減するため、当該それぞれの段階で協力し、及び調整する。両締約者は、責任ある方法で、特に相互の安全保障上の関心（世界的な段階におけるもの並びに両締約者のそれぞれの地域及び他の地域に関係するもの）に十分な考慮を払いつつ、移転の管理に関する政策を発展させ、及び実施する。

2　両締約者は、関連する国際文書（例えば、二千十三年四月二日にニューヨークで作成された武器貿易条約、あらゆる側面において小型武器及び軽兵器の不正な取引を防止し、これと戦い、並びにこれを根絶するための国際連合行動計画及び国際連合の関連する決議）による枠組みについてのそれぞれの約束を再確認した上で、通常兵器（小型武器、軽兵器及び弾薬を含む。）の国際的な貿易を規制し、並びにその不正な取引及び流用を防止し、及び根絶するため、これらの文書の下で協力し、及び適当な場合には調整する。この2の規定による協力には、適当な場合には、第三国においてこれらの枠組みの普遍化を促進し、及びその完全な実施を支援することを含める。

3　両締約者は、この条の規定による両締約者の取組に伴って行われ、及び当該取組を強固にする対話を維持し、及び促進する。

第七条　国際的な関心事項である重大な犯罪及び国際刑事裁判所

1　両締約者は、国際刑事裁判所及び適当な場合には国際連合の関連する決議に従って設置される裁判所を通ずること等により、国際的な関心事項である重大な犯罪の捜査及び訴追を促進するために協力する。

2　両締約者は、千九百九十八年七月十七日にローマで作成された国際刑事裁判所に関するローマ規程（以下「規程」という。）の目的の促進に当たって協力する。このため、両締約者は、次のことを行う。

(a)　適当な場合には規程の締結及び実施のために必要な措置をとるに当たっての経験を共有すること等により、規程の普遍性を引き続き促進すること。

(b)　規程の核となる原則を保護することにより、規程の完全性を保障すること。

(c)　国際刑事裁判所の実効性を更に高めるために協力すること。

第八条　テロリズム対策

1　両締約者は、適用可能な国際法（両締約者に適用可能なテロリズム対策に関連する国際協定、国際人道法及び国際人権法並びに国際連合憲章の原則を含む。）に従い、あらゆる形態のテロリズムの行為を防止し、及びこれと戦うため、両締約者間で並びに地域的及び国際的な段階で協力する。

2　両締約者は、国際連合テロリズム対策世界戦略及び国際連合安全保障理事会の関連する決議を考慮しつつ、協力を促進する。

3　両締約者は、国際法及びそれぞれの法令に基づくプライバシー及び個人情報の保護を尊重しつつ、テロリズムのあらゆる行為、方法及び慣行について、対話並びに情報及び意見の交換を促進する。

第九条　化学剤、生物剤、放射性物質及び核についてのリスクの軽減

1　両締約者は、化学剤、生物剤、放射性物質及び核についてのリスクの防止、軽減及び管理並びにこれらのリスクへの対応に当たり、協力を促進する。

2　両締約者は、化学剤、生物剤、放射性物質及び核についてのリスクを管理するための第三国における制度的能力を強化することを目的として協力を促進する。

第十条　国際的及び地域的な協力並びに国際連合の改革

1　両締約者は、効果的な多数国間主義についての約束の裏付けとして、国際連合並びに他の国際機関及び地域機関並びに国際的な場及び地域的な場の枠組みにおいて、意見の交換を行い、協力を促進し、及び適当な場合には立場を調整するよう努める。

2　両締約者は、国際連合及びその関連機関の全体（安全保障理事会を含む。）の効率性、実効性、透明性、説明責任、能力及び代表性を強化することを目的として、国際連合の改革を促進するために協力する。

第十一条　開発に関する政策

1　両締約者は、定期的な対話等により開発に関する政策についての意見の交換を促進するものとし、適当な場合には、地球的規模の課題としての持続可能な開発及び貧困の撲滅に関する個別の政策について調整する。

2　両締約者は、適当な場合には、国際的な場及び地域的な場において開発問題に関する立場を調整する。

3　両締約者は、それぞれの開発に関する機関及び部局の間の情報の交換及び協力並びに適当な場合には現地における活動の調整を一層奨励するよう努める。

4　両締約者は、また、開発援助の分野において、情報、最良の慣行及び経験を交換するよう努めるものとし、不正な資金の流れを抑制するため、並びに両締約者及び受益国の資金上の利益に影響を及ぼす不正行為、詐欺、腐敗行為その他の違法行為をあらゆる段階で防止し、並びにこれらと戦うため、協力するよう努める。

第十二条　防災及び人道的活動

1　両締約者は、災害のリスクを軽減し、及び災害に対する強靭性を高めるため、災害の防止及び軽減、災害への準備及び対応並びに災害からの復旧に当たり、協力並びに適当な場合には両締約者間における並びに地域的及び国際的な段階における調整を促進する。

2　両締約者は、人道的活動（緊急の救援活動を含む。）に当たり、効果的な対応を調整して行うため、協力するよう努める。

第十三条　経済及び金融に関する政策

1　両締約者は、持続可能で均衡のとれた成長、雇用創出の促進、マクロ経済上の過度な不均衡への対策及びあらゆる形態の保護主義との戦いという共通の目的を支援するための両締約者間及び多数国間の政策に関する緊密な調整を促進するため、情報及び経験の交換を促進する。

2　両締約者は、関連する国際機関及び国際的な場において現在行われている活動を支援するため、会計、監査、銀行業、保険業、金融市場及び金融部門の他の部分に関する規制制度及び監督制度を改善すること等により金融の安定性及び財政の持続可能性を確保するための協力を強化することを目的として、金融に関する政策及び規制について情報の交換を促進する。

第十四条　科学、技術及びイノベーション

両締約者は、科学、技術及びイノベーションの分野において、二千九年十一月三十日にブリュッセルで作成された科学技術における協力に関する日本国政府と欧州共同体との間の協定（その改正を含む。）に基づき、相互に関心を有する優先事項に特に重点を置いて、協力を促進する。

第十五条　運輸

1　両締約者は、運輸に関する政策及び慣行並びに全ての輸送手段に関する他の相互に関心を有する分野について情報の交換及び対話を促進することによって協力を追求し、並びに適当な場合には運輸に関する国際的な場において立場を調整する。

2　1に規定する協力の分野には、次のものを含める。

(a)　航空部門（例えば、航空の安全、航空保安、航空交通管理及び一層広範で互恵的な航空運送に関する関係を促進すること（適当な場合には、技術及び規制に関する協力の追求並びに相互の関心及び同意に基づいて行う更なる取極により促進することを含む。）を目的とする他の関連する規制）

(b)　海上運輸部門

(c)　鉄道部門

第十六条　宇宙空間

1　両締約者は、宇宙に関する政策及び活動について意見及び情報の交換を促進する。

2　両締約者は、宇宙空間の探査及び平和的利用（衛星測位システムの相互互換性、地球の観測及びモニタリング、気候変動、宇宙科学技術、宇宙活動の安全保障面並びに他の相互に関心を有する分野を含む。）に当たり、適当な場合には定期的な対話等により、協力するよう努める。

第十七条　産業協力

1　両締約者は、両締約者の企業の競争力を向上させるために産業協力を促進する。このため、両締約者は、例えば、イノベーション、気候変動、エネルギー効率性、標準化及び企業の社会的責任の分野並びに中小企業の競争力の向上及び国際化の支援の分野におけるそれぞれの産業に関する政策について意見及び最良の慣行の交換を促進する。

2　両締約者は、企業間の対話等により、それぞれの企業の競争力及び企業間の協力を向上させるため、公的部門及び民間部門が行っている協力活動を円滑にする。

第十八条　税関

両締約者は、税関の分野において、二千八年一月三十日にブリュッセルで作成された税関に係る事項における協力及び相互行政支援に関する日本国政府と欧州共同体との間の協定（その改正を含む。）に基づき、効果的な税関管理及び関税法令の遵守を確保しつつ、協力（正当な貿易の促進を含む。）を促進する。また、両締約者は、関連する国際的な枠組みにおいて意見を交換し、及び協力する。

第十九条　租税

両締約者は、租税に関する良い統治を促進するため、特に、第三国に対し、透明性を高め、情報の交換を確保し、及び有害な租税上の慣行を撤廃するよう奨励することにより、国際的に確立された租税基準に沿った協力を促進するよう努める。

第二十条　観光

両締約者は、観光の持続可能な発展及び観光産業の競争力の向上に関する協力であって、経済成長、文化交流及び人々の間の交流に貢献し得るものを促進する。

第二十一条　情報社会

両締約者は、情報通信技術の分野において、次の事項を含む重要な事項に関する協力を促進するため、それぞれの政策及び規制について意見を交換する。

(a)　電子的な通信（インターネット・ガバナンス並びにオンラインにおける安全及びセキュリティを含む。）

(b)　研究ネットワークの相互接続（地域的なものを含む。）

(c)　研究及びイノベーションの活動の促進

(d)　新たな技術の標準化及び普及

第二十二条　消費者に関する政策

両締約者は、高い水準の消費者の保護を目的とする政策及び法令について対話及び意見の交換を促進するものとし、重要な分野（製品の安全、消費者に関する法令の施行並びに消費者の教育、自立的な力の育成及び救済を含む。）における協力を促進する。

第二十三条　環境

1　両締約者は、環境に関する政策及び規制について、意見、情報及び最良の慣行の交換を促進するものとし、例えば次の分野における協力を促進する。

(a)　資源の効率的な利用

(b)　生物の多様性

(c)　持続可能な消費及び生産

(d)　環境の保護を支援するための技術、物品及びサービス

(e)　森林の保全及び持続可能な森林経営（適当な場合には、違法伐採に関する分野を含む。）

(f)　関連する政策対話に基づいて決定する他の分野

2　両締約者は、両締約者に適用可能な関連する国際協定及び国際文書による枠組み並びに国際的な場において協力を促進するよう努める。

第二十四条　気候変動

1　両締約者は、世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏二度高い水準を十分に下回るものに抑え、及び世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏一・五度高い水準までのものに制限するための努力を継続するために世界全体の温室効果ガスの排出量を緊急、大幅及び持続的に削減することの必要性を認識しつつ、温室効果ガスの人為的な排出を削減するための域内の及び国際的な行動等により、率先して気候変動及びその悪影響に対処する。両締約者は、適当な場合には、千九百九十二年五月九日にニューヨークで作成された気候変動に関する国際連合枠組条約の下で同条約の目的を達成するため、二千十五年十二月十二日にパリで作成されたパリ協定の実施に当たり、及び多数国間の法的枠組みを強化するため、協力する。また、両締約者は、他の関連する国際的な場において協力を促進するよう努める。

2　両締約者は、また、持続可能な開発を促進するため、気候変動の分野における例えば次の相互の関心事項について情報及び最良の慣行の交換並びに適当な場合には政策の調整を促進することにより、協力を追求する。

(a)　炭素の排出が少ない技術の研究及び開発、市場に基づく仕組み、短寿命の気候汚染物質の削減等の種々の措置による気候変動の緩和

(b)　気候変動の悪影響への適応

(c)　第三国に対する援助

第二十五条　都市に関する政策

両締約者は、特に都市に関する政策の分野における共通の課題（人口の変動及び気候変動から生ずるものを含む。）に対処するため、この分野における経験及び良い慣行の交換を促進する。また、両締約者は、適当な場合には、地方政府又は市当局の間でのこのような経験及び良い慣行の交換を奨励する。

第二十六条　エネルギー

両締約者は、エネルギーの分野（エネルギー安全保障、エネルギーに関する世界的な取引及び投資、世界的なエネルギー市場の機能、エネルギー効率、エネルギーに関連する技術等）において、協力並びに適当な場合には国際機関及び国際的な場における緊密な調整を促進するよう努める。

第二十七条　農業

1　両締約者は、農業、農村の振興及び森林経営に関する政策（持続可能な農業、食糧安全保障、農業に関する政策への環境上の要件の組入れ、農村の振興、農業食品の販売促進及び品質（地理的表示を含む。）、有機産品の生産、農業の国際的な見通し、持続可能な森林経営並びに持続可能な農業、農村の振興及び林業に関する政策と環境及び気候変動に関する政策との間の関係についてのものを含む。）について協力を促進する。

2　両締約者は、農業及び森林経営の分野における研究及びイノベーションについて協力を促進する。

第二十八条　漁業

1　両締約者は、利用可能な最良の科学的情報に基づく漁業資源の長期的な保存、効果的な管理及び持続可能な利用を促進するため、予防的であり、及び生態系を重視する取組方法に従い、漁業に関する政策について対話及び協力を促進する。

2　両締約者は、違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し、抑止し、及び排除するため、意見及び情報の交換並びに国際協力を促進する。

3　両締約者は、関連する地域的な漁業管理のための機関における協力を強化する。

第二十九条　海洋問題

両締約者は、千九百八十二年十二月十日にモンテゴ・ベイで作成された海洋法に関する国際連合条約（以下「国連海洋法条約」という。）に反映されている国際法に基づき、海洋問題について、対話を促進し、及び相互の理解を増進するものとし、次の事項を促進するために協力する。

(a)　この分野における法の支配（国連海洋法条約第八十七条の規定に反映されている航行及び上空飛行の自由その他の公海の自由等）

(b)　適用可能な国際法に基づく海洋の生態系及び非生物資源の長期的な保存及び持続可能な管理並びに適用可能な国際法に基づく海洋の生態系及び非生物資源についての一層の認識

第三十条　雇用及び社会問題

1　両締約者は、雇用、社会問題及び適切な仕事の分野（国際化及び人口の変動についての社会的側面という文脈における雇用に関する政策及び社会保障制度等）において、意見及び経験の交換により並びに適当な場合には共通の関心事項に関する協力活動により、協力を促進する。

2　両締約者は、関連する国際文書（千九百九十八年六月十八日に採択された労働における基本的な原則及び権利に関する国際労働機関の宣言、二千八年六月十日に採択された公正な国際化のための社会正義に関する国際労働機関の宣言等）についてのそれぞれの約束に基づき、国際的に認められた労働及び社会に関する基準を尊重し、促進し、及び実現するよう努め、並びに適切な仕事を促進する。

第三十一条　保健

両締約者は、保健の分野において、特に、感染症及び非感染性疾患の防止及び管理に当たって協力することにより、国境を越える保健に関する問題に効果的に対処する（適当な場合には、保健に関する国際協定を普及させることによって対処することを含む。）ため、意見、情報及び経験の交換を促進する。

第三十二条　司法協力

1　両締約者は、民事及び商事に関する司法協力（特に、民事上の司法協力に関する条約の普及及び実効性に関するもの）を促進する。

2　両締約者は、二千九年十二月十五日に東京で、及び同年十一月三十日にブリュッセルで署名された刑事に関する共助に関する日本国と欧州連合との間の協定（その改正を含む。）に基づき、刑事に関する司法協力を促進する。

第三十三条　腐敗行為及び組織犯罪との戦い

両締約者は、腐敗行為及び国際的な組織犯罪（銃器の取引、経済及び金融に係る犯罪等）の防止並びにこれらとの戦いに当たり、適当な場合には関連する国際協定を普及させること等により、協力を促進する。

第三十四条　資金洗浄及びテロリズムに対する資金供与との戦い

両締約者は、金融活動作業部会等の関連する国際的な組織の下で普遍的に認められた基準を考慮しつつ、それぞれの金融制度が犯罪収益の洗浄のため又はテロリズムに対する資金供与のために利用されることを防止するに当たり、情報の交換等により、協力を促進する。

第三十五条　不正な薬物との戦い

両締約者は、不正な薬物を防止し、及びこれと戦うに当たり、次のことを目的として、協力を促進する。

(a)　不正な薬物の供給、取引及び需要を減少させること。

(b)　麻薬又は向精神薬の不正な製造のために使用される前駆物質の流用を防止すること。

(c)　公衆の健康及び福祉を保護すること。

(d)　特に情報及び最良の慣行の交換により、薬物の取引に関与する国際的な犯罪ネットワークを解体すること（特に、このようなネットワークが合法的な商取引又は金融取引の事業に浸透することを防ぐこと。）。

第三十六条　サイバーに係る問題に関する協力

1　両締約者は、サイバーに係る問題に関するそれぞれの政策及び活動について意見及び情報の交換を促進するものとし、国際的な場及び地域的な場におけるこのような意見及び情報の交換を奨励する。

2　両締約者は、サイバー空間における人権及び情報の自由な流れを可能な最大限度まで促進し、及び保護するため、協力を促進する。両締約者は、この目的のため、サイバー空間において国際法が適用されるとの理解に基づき、適当な場合には、サイバー空間における国際的な規範の形成及び作成並びに信頼醸成の促進に当たって協力する。

3　両締約者は、適当な場合には、第三国が、サイバーセキュリティを強化し、及びサイバー犯罪と戦うための能力を高めるために協力する。

4　両締約者は、サイバー犯罪（インターネットを通じた違法なコンテンツの頒布を含む。）を防止し、及びこれと戦うに当たり、協力を促進する。

第三十七条　乗客予約記録

両締約者は、プライバシーの権利及び個人情報の保護を尊重しつつ、テロリズムの行為及び重大な犯罪を防止し、並びにこれらと戦うため、それぞれの法令に適合する範囲内で乗客予約記録等の利用可能な手段を利用するよう努める。

第三十八条　移住

1　両締約者は、移住に係る社会経済上の現実を考慮しつつ、移住の分野（例えば、合法的な移住、正規でない入国、人身取引、庇護及び国境管理（査証及び渡航に関連する書類の安全を含む。）における政策について対話を促進する。

2　両締約者は、正規でない入国を防止し、及び管理するため、自国民の不当に遅延することのない再入国を確保すること、自国民に対して渡航に関連する適切な書類を提供すること等により、協力を促進する。

第三十九条　個人情報の保護

両締約者は、高い水準の個人情報の保護を確保するため、協力を促進する。

第四十条　教育、青少年及びスポーツ

1　両締約者は、教育、青少年及びスポーツの分野における政策について意見及び情報の交換を促進する。

2　両締約者は、適当な場合には、教育、青少年及びスポーツの分野における協力活動（例えば、共同の事業、人的交流並びに知識及び経験の交換）を奨励する。

第四十一条　文化

1　両締約者は、文化活動に従事する者の交流及び芸術作品の交流を促進し、並びに適当な場合には文化の種々の分野（映画等の視聴覚作品を含む。）における共同の自発的活動を行うよう努める。

2　両締約者は、相互の意識及び理解を高めるため、文化の分野におけるそれぞれの市民社会の間及び機関の間の対話及び協力を奨励する。

3　両締約者は、共通の目標を追求し、並びに文化の多様性及び文化遺産の保護を促進するため、関連する国際的な場（特に国際連合教育科学文化機関）において相互の関心事項について協力するよう努める。

第四十二条　合同委員会

1　両締約者の代表者から成る合同委員会を設置する。同委員会は、両締約者の代表者を共同議長とする。

2　合同委員会は、次のことを行う。

(a)　この協定によって構築される全般的なパートナーシップを調整すること。

(b)　両締約者間の他の協定又は取決めに基づいて設置される委員会その他の機関に対し適当な場合には情報を要請すること、及び共通の関心事項に関する意見を交換すること。

(c)　この協定に規定されていない追加的な協力の分野について、この協定の目的に適合することを条件として決定すること。

(d)　この協定の適切かつ効果的な実施を確保すること。

(e)　この協定の解釈、適用又は実施から生ずるあらゆる紛争の解決に努めること。

(f)　この協定に関連する政策、計画又は権限についての関連する変更を説明するための場を提供すること。

(g)　適当な場合には勧告を行うこと及び決定を採択すること、並びにこの協定に基づく協力の特定の面を円滑にすること。

3　合同委員会は、コンセンサス方式により決定を行う。

4　合同委員会は、通常年一回、東京及びブリュッセルで交互に会合する。また、同委員会は、いずれか一方の締約者の要請によって会合する。

5　合同委員会は、その手続規則を採択する。

第四十三条　紛争解決

1　両締約者は、相互尊重、平等なパートナーシップ及び国際法の尊重の原則に基づき、この協定に基づく義務を履行するために必要なあらゆる一般的な又は個別の行動をとる。

2　両締約者は、この協定の解釈、適用又は実施に関する紛争が生じた場合には、適時に、かつ、友好的な方法により当該紛争を解決するため、相互に協議し、及び協力するための努力を強化する。

3　2の規定によっても紛争を解決することができなかった場合には、いずれの締約者も、更なる討議及び検討のため当該紛争を合同委員会に付託することを要請することができる。

4　両締約者は、それぞれこの協定に基づく協力の基礎の不可欠の要素を成す第二条1及び第五条1に規定する義務の特に深刻かつ重大な違反が、平和及び安全を脅かし、かつ、国際的な影響を及ぼすその例外的な重大性及び性質により、特に緊急を要する事案として取り扱われ得ることを認識する。

5　4に規定する特に緊急を要する事案が一方の締約者の領域で生ずるという可能性が低く、かつ、予期されない事態が生じた場合には、合同委員会は、他方の締約者の要請により、十五日以内に緊急の協議を行う。

合同委員会は、相互に受入れ可能な解決に達することができなかった場合には、当該事案に関する閣僚レベルの会合を緊急に招集する。

6　特に緊急を要する事案について閣僚レベルで相互に受入れ可能な解決に達しなかった場合には、5に規定する要請を行った締約者は、国際法に従ってこの協定の規定を停止することを決定することができる。加えて、両締約者は、5に規定する要請を行った締約者が国際法に従いこの協定の枠外で他の適当な措置をとることができることに留意する。当該締約者は、他方の締約者に対し、書面により直ちにその決定を通告するものとし、両締約者に受入れ可能な方法で問題を解決するために必要な最小限の期間当該決定を適用する。

7　両締約者は、この協定の規定を停止する決定を促した特に緊急を要する事案の進展を絶えず検討する。この協定の規定を停止した締約者は、その停止を撤回することが適当となり次第、また、いかなる場合にも特に緊急を要する事案がもはや存在しなくなったときは直ちに、その停止を撤回する。

8　この協定は、両締約者間の他の協定の解釈若しくは適用に影響を及ぼすものではなく、又はこれらを害するものではない。特に、この協定の紛争解決に関する規定は、いかなる場合にも、両締約者間の他の協定の紛争解決に関する規定に代わるものではなく、又はこれらに影響を及ぼすものではない。

第四十四条　雑則

この協定に基づく協力及び行動は、両締約者のそれぞれの法令に従って実施する。

第四十五条　両締約者の定義

この協定の適用上、「両締約者」とは、日本国を一方とし、それぞれの権限により、連合、連合構成国又は連合及び連合構成国を他方とする双方の締約者をいう。

第四十六条　情報の開示

この協定のいかなる規定も、締約者に対し、その開示が自らの安全保障上の重大な利益に反すると当該締約者が認める情報の提供を要求するものと解してはならない。

第四十七条　効力発生及び効力発生までの間の適用

1　この協定は、それぞれの関係する法的手続に従い、日本国によって批准され、及び連合締約者によって承認され、又は批准されなければならない。日本国の批准書並びに連合締約者による承認及び批准が完了したことを確認する文書は、東京で交換される。この協定は、これらの文書が交換された日の属する月の翌々月の初日に効力を生ずる。

2　1の規定にかかわらず、日本国及び連合は、第一条から第四条まで、第五条1、第十一条から第十四条まで、第十五条（2(b)を除く。）、第十六条から第十八条まで、第二十条から第三十一条まで、第三十七条、第三十八条1、第三十九条から第四十一条まで、第四十二条（2(c)を除く。）、第四十三条からこの条まで、次条3及び第四十九条から第五十一条までの規定をこの協定の効力発生までの間適用する。その適用は、日本国が連合に対し日本国による批准が完了した旨を通告した日又は連合が日本国に対し当該適用に必要な関係する法的手続を完了した旨を通告した日のいずれか遅い日の属する月の翌々月の初日に開始する。これらの通告は、外交上の公文によって行うものとする。

3　2の規定に従いこの協定の効力発生までの間適用されることとなるこの協定の規定は、両締約者間でこの協定が効力を生じていたならば有したであろう法的効果と同一の法的効果を有する。

第四十八条　終了

1　この協定は、2の規定に基づいて終了しない限り、効力を有する。

2　いずれの一方の締約者も、他方の締約者に対し、この協定を終了させる意思を書面により通告することができる。その終了は、他方の締約者がその通告を受領した日の後六箇月で効力を生ずる。

3　いずれの一方の締約者も、他方の締約者に対し、前条2に規定する効力発生までの間の適用を終了させる意思を書面により通告することができる。その終了は、他方の締約者がその通告を受領した日の後六箇月で効力を生ずる。

第四十九条　連合への将来の加盟

1　連合は、第三国の連合への加盟の要請を日本国に通報する。

2　両締約者は、第三国の連合への加盟がこの協定に及ぼし得る影響について、合同委員会の枠組み等により討議する。

3　連合は、第三国の連合への加盟に関する条約の署名及び効力発生を日本国に通報する。

第五十条　適用領域

この協定は、日本国の領域並びに欧州連合に関する条約及び欧州連合の運営に関する条約がこれらの条約に定める条件の下に適用される領域について適用する。

第五十一条　正文

この協定は、ひとしく正文である日本語、ブルガリア語、クロアチア語、チェコ語、デンマーク語、オランダ語、英語、エストニア語、フィンランド語、フランス語、ドイツ語、ギリシャ語、ハンガリー語、イタリア語、ラトビア語、リトアニア語、マルタ語、ポーランド語、ポルトガル語、ルーマニア語、スロバキア語、スロベニア語、スペイン語及びスウェーデン語により本書二通を作成した。これらの正文の間に相違がある場合には、両締約者は、この問題を合同委員会に付託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十八年七月十七日に東京で、作成した。

日本国のために
安倍晋三

ベルギー王国のために
ルー

この署名により、フラマン語共同体、フランス語共同体、ドイツ語共同体、フランダース地域、ワロン地域及びブリュッセル首都圏地域もこの協定について責任を負う。

ブルガリア共和国のために
ディミタル・ツァンチェフ

チェコ共和国のために
マルティン・ポヴェイシル

デンマーク王国のために
キム・ヨアンセン

ドイツ連邦共和国のために
ミヒャエル・フリュッガー

エストニア共和国のために
カヤ・タエル

アイルランドのために
ケレハー

ギリシャ共和国のために
アンドレアス・パパスタヴル

スペイン王国のために
パブロ・ガルシア＝ベルドイ

フランス共和国のために
フィリップ・ルグリーズ＝コスタ

クロアチア共和国のために
マト・シュクラバロ

イタリア共和国のために
マウリツィオ・マッサーリ
キプロス共和国のために
ニコラス・エミリウ
ラトビア共和国のために
サニタ・パヴリュタ＝デスランデス
リトアニア共和国のために
ヨビタ・ネリュプシエネ
ルクセンブルク大公国のために
ジョルジュ・フリデン
ハンガリーのために
オリヴェール・ヴァールヘイ
マルタ共和国のために
マルリーン・ボンニチ
オランダ王国のために
R・デ・フロート
オーストリア共和国のために
ニコラウス・マルシク
ポーランド共和国のために
セバスティアン・バルコフスキ
ポルトガル共和国のために
ヌノ・ブリト
ルーマニアのために
L・オドベスク
スロベニア共和国のために
ヤネス・レナルチッチ
スロバキア共和国のために
ペテル・ヤヴォルチーク
フィンランド共和国のために
ミンナ・キヴィマキ
スウェーデン王国のために
ラーシュ・ダニエルソン
グレートブリテン及び北アイルランド連合王国のために
ティム・バロウ
欧州連合のために
ドナルド・トゥスク
ユンカー

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正
総務大臣　村上誠一郎
法務大臣　鈴木　馨祐
外務大臣　岩屋　毅
財務大臣　加藤　勝信
文部科学大臣　阿部　俊子
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌
環境大臣臨時代理
国務大臣　江藤　拓
防衛大臣　中谷　元

（右条約の英文）

STRATEGIC PARTNERSHIP AGREEMENT
BETWEEN THE EUROPEAN UNION
AND ITS MEMBER STATES, OF THE ONE PART,
AND JAPAN, OF THE OTHER PART

THE EUROPEAN UNION, hereinafter referred to as "the Union",

and

THE KINGDOM OF BELGIUM,

THE REPUBLIC OF BULGARIA,

THE CZECH REPUBLIC,

THE KINGDOM OF DENMARK,

THE FEDERAL REPUBLIC OF GERMANY,

THE REPUBLIC OF ESTONIA,

IRELAND,

THE HELLENIC REPUBLIC,

THE KINGDOM OF SPAIN,

THE FRENCH REPUBLIC,

THE REPUBLIC OF CROATIA,

THE ITALIAN REPUBLIC,

THE REPUBLIC OF CYPRUS,

THE REPUBLIC OF LATVIA,

THE REPUBLIC OF LITHUANIA,

THE GRAND DUCHY OF LUXEMBOURG,

HUNGARY,

THE REPUBLIC OF MALTA,

THE KINGDOM OF THE NETHERLANDS,

THE REPUBLIC OF AUSTRIA,

THE REPUBLIC OF POLAND,

THE PORTUGUESE REPUBLIC,

ROMANIA,

THE REPUBLIC OF SLOVENIA,

THE SLOVAK REPUBLIC,

THE REPUBLIC OF FINLAND,

THE KINGDOM OF SWEDEN, and

THE UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND,

Contracting Parties to the Treaty on European Union and the Treaty on the Functioning of the European Union, hereinafter referred to as "the Member States",

hereinafter referred to as "the Union Party",

of the one part,

and

JAPAN,

of the other part,

hereinafter jointly referred to as "the Parties",

REAFFIRMING their commitment to the common values and principles, in particular democracy, the rule of law, human rights and fundamental freedoms, which constitute the basis for their deep and long-lasting cooperation as strategic partners;

RECALLING the increasingly close ties forged between them since the issuance of the Joint Declaration on Relations between the European Community and its Member States and Japan in 1991;

WISHING to build on and to enhance the valuable contribution to their relations made by the existing agreements between them in various fields;

RECOGNISING that the increasing worldwide interdependence has led to the need for deepened international cooperation;

CONSCIOUS, in this regard, as like-minded global partners, of their shared responsibility and commitment to setting up a just and stable international order in accordance with the principles and purposes of the Charter of the United Nations, and to achieve peace, stability and prosperity of the world as well as human security;

RESOLVED, in this regard, to work closely to address major global challenges that the international community has to face, such as proliferation of weapons of mass destruction, terrorism, climate change, poverty and infectious diseases, and threats to common interest in the maritime domain, cyberspace and outer space;

RESOLVED also, in this regard, that the most serious crimes of concern to the international community as a whole must not go unpunished;

DETERMINED, in this regard, to strengthen their overall partnership in a comprehensive manner by expanding political, economic and cultural ties and by agreements;

DETERMINED also, in this regard, to enhance their cooperation and to maintain the overall coherence of the cooperation, including by strengthening consultations at all levels and by taking joint actions on all issues of common interest;

NOTING that in case the Parties decided, within the scope of this Agreement, to enter into specific agreements in the area of freedom, security and justice which were to be concluded by the Union pursuant to Title V of Part Three of the Treaty on the Functioning of the European Union, the provisions of such future specific agreements would not bind the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland and/or Ireland unless the Union, simultaneously with the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland and/or Ireland as regards their respective previous bilateral relations, notifies Japan that the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland and/or Ireland has/have become bound by such future specific agreements as part of the Union in accordance with Protocol (No 21) on the position of the United Kingdom and Ireland in respect of the area of freedom, security and justice, annexed to the Treaty on European Union and to the Treaty on the Functioning of the European Union; noting that any subsequent Union internal measures which were to be adopted pursuant to Title V of Part Three of the Treaty on the Functioning of the European Union to implement this Agreement would not bind the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland and/or Ireland unless they have notified their wish to take part in or accept such measures in accordance with Protocol (No 21); and also noting that such future specific agreements or such subsequent Union internal measures would fall within Protocol (No 22) on the position of Denmark, annexed to the Treaty on European Union and to the Treaty on the Functioning of the European Union,

HAVE AGREED AS FOLLOWS:

ARTICLE 1

Purpose and general principles

1. The purpose of this Agreement is for the Parties to:

(a) strengthen the overall partnership between the Parties by furthering political and sectoral cooperation and joint actions on issues of common interest, including regional and global challenges;

(b) provide a long-lasting legal foundation for enhancing bilateral cooperation as well as cooperation in international and regional organisations and fora;

(c) contribute jointly to international peace and stability through the promotion of peaceful settlement of disputes in conformity with the principles of justice and international law; and

(d) contribute jointly to the promotion of shared values and principles, in particular democracy, the rule of law, human rights and fundamental freedoms.

2. In pursuance of the purpose set out in paragraph 1, the Parties shall implement this Agreement based on the principles of mutual respect, equal partnership and respect for international law.

3. The Parties shall strengthen their partnership through dialogue and cooperation on matters of mutual interest in the areas of political issues, foreign and security policies and other sectoral cooperation. To this end, the Parties shall hold meetings at all levels, including those of leaders, ministers and senior officials, and promote wider exchanges between their peoples as well as parliamentary exchanges.

ARTICLE 2

Democracy, the rule of law, human rights and fundamental freedoms

1. The Parties shall continue to uphold the shared values and principles of democracy, the rule of law, human rights and fundamental freedoms which underpin the domestic and international policies of the Parties. In this regard, the Parties reaffirm the respect for the Universal Declaration of Human Rights and the relevant international human rights treaties to which they are parties.

2. The Parties shall promote such shared values and principles in international fora. The Parties shall cooperate and coordinate, where appropriate, in promoting and realising those values and principles, including with or in third countries.

ARTICLE 3

Promotion of peace and security

1. The Parties shall work together to promote international and regional peace and security.

2. The Parties shall jointly promote the peaceful settlement of disputes, including in their respective regions, and encourage the international community to settle any dispute by peaceful means in accordance with international law.

ARTICLE 4

Crisis management

The Parties shall enhance the exchange of views and endeavour to act jointly on issues of common concern in the area of crisis management and peace-building, including by promoting common positions, cooperating with regard to resolutions and decisions in international organisations and fora, supporting national efforts of countries emerging from conflict to achieve sustainable peace and cooperating on crisis management operations and other relevant programmes and projects.

ARTICLE 5

Weapons of mass destruction

1. The Parties shall cooperate in strengthening the non-proliferation and disarmament regime to prevent the proliferation of weapons of mass destruction and their means of delivery through full compliance with and implementation of their obligations under international law, including relevant international agreements and other international obligations, as applicable to the Parties.

2. The Parties shall promote the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, done at the cities of London, Moscow and Washington on 1 July 1968 (hereinafter referred to as "the Non-Proliferation Treaty") which is the essential foundation for the pursuit of nuclear disarmament, the cornerstone of the global nuclear non-proliferation regime, and the basis for the promotion of the peaceful uses of nuclear energy. The Parties shall also pursue policies and continue to contribute actively to global efforts with a view to seeking a safer world for all, underlining the importance of addressing all challenges to the non-proliferation and disarmament regime and the need to uphold and strengthen the Non-Proliferation Treaty, and to create the conditions for a world without nuclear weapons, in accordance with the goals of the Non-Proliferation Treaty in a way that promotes international stability, and based on the principle of undiminished security for all.

3. The Parties shall continue to counter the proliferation of weapons of mass destruction and their means of delivery, notably by developing and maintaining an effective system of export controls of dual-use and weapons-of-mass-destruction-related goods and technologies, including end-use control and effective sanctions for breaches of export controls.

4. The Parties shall maintain and enhance their dialogue in this area to consolidate the Parties' undertakings as set out in this Article.

ARTICLE 6

Conventional arms, including small arms and light weapons

1. The Parties shall cooperate and coordinate in the area of transfer control of conventional weapons as well as dual-use goods and technologies, at the global, regional, sub-regional and domestic levels with a view to preventing their diversion, to contributing to peace, security and stability, as well as to reducing human suffering at each of those levels. The Parties shall develop and implement their transfer control policies in a responsible manner, *inter alia* with due consideration to each other's security concerns at the global level and relating to their respective regions as well as other regions.

2. The Parties, reaffirming their respective commitments to the frameworks of relevant international instruments, such as the Arms Trade Treaty, done at New York on 2 April 2013, the United Nations Programme of Action to Prevent, Combat and Eradicate the Illicit Trade in Small Arms and Light Weapons in All Its Aspects and relevant resolutions of the United Nations, shall cooperate and, where appropriate, coordinate under those instruments to regulate international trade and to prevent and eradicate illicit trade in and diversion of conventional arms, including small arms and light weapons, as well as ammunitions. The cooperation in accordance with this paragraph shall, where appropriate, include promoting the universalisation, and supporting the full implementation of those frameworks in third countries.

3. The Parties shall maintain and enhance dialogue that will accompany and consolidate their undertakings in accordance with this Article.

ARTICLE 7

Serious crimes of international concern and the International Criminal Court

1. The Parties shall cooperate to promote the investigation and prosecution of serious crimes of international concern, including through the International Criminal Court and, where appropriate, tribunals established in accordance with the relevant resolutions of the United Nations.

2. The Parties shall cooperate in promoting the objectives of the Rome Statute of the International Criminal Court, done at Rome on 17 July 1998 (hereinafter referred to as "the Statute"). To this end they shall:

(a) continue to promote the universality of the Statute, including, where appropriate, by sharing experiences in the adoption of measures required for its conclusion and implementation;

(b) safeguard the integrity of the Statute by protecting its core principles; and

(c) work together to further enhance the effectiveness of the International Criminal Court.

ARTICLE 8

Counter-terrorism

1. The Parties shall work together at the bilateral, regional and international levels to prevent and combat acts of terrorism in all its forms and manifestations in accordance with applicable international law, including international counter-terrorism-related agreements, international humanitarian law and international human rights law, as applicable to the Parties, and the principles of the Charter of the United Nations.

2. The Parties shall enhance cooperation taking into account the United Nations Global Counter-Terrorism Strategy and relevant resolutions of the United Nations Security Council.

3. The Parties shall promote dialogue and exchange of information and views as regards all acts of terrorism, and methods and practices thereof, while respecting the protection of privacy and personal data in accordance with international law and their respective laws and regulations.

ARTICLE 9

Chemical, biological, radiological and nuclear risk mitigation

1. The Parties shall enhance cooperation in the prevention of, reduction of, control of and response to chemical, biological, radiological and nuclear risks.

2. The Parties shall enhance cooperation with a view to strengthening institutional capacities in third countries to manage chemical, biological, radiological and nuclear risks.

ARTICLE 10

International and regional cooperation and reform of the United Nations

1. The Parties shall endeavour, in support of their commitment to effective multilateralism, to exchange views and enhance cooperation and, where appropriate, to coordinate their positions in the frameworks of the United Nations and of other international and regional organisations and fora.

2. The Parties shall cooperate to promote the reform of the United Nations in order to strengthen the efficiency, effectiveness, transparency, accountability, capacity and representativeness of the whole United Nations system, including the Security Council.

ARTICLE 11

Development policy

1. The Parties shall enhance the exchange of views on development policies, including through regular dialogue, and, where appropriate, coordinate their specific policies on sustainable development and poverty eradication at the global level.

2. The Parties shall, where appropriate, coordinate their positions on development issues in international and regional fora.

3. The Parties shall endeavour to further encourage the exchange of information and cooperation between their respective development agencies and departments and, where appropriate, coordination of in-country activities.

4. The Parties shall also endeavour, in the area of development assistance, to exchange information, best practices and experiences and to cooperate with a view to curbing illicit financial flows as well as preventing and combating irregularities, fraud, corruption and other illegal activities affecting their and recipient countries' financial interests at all levels.

ARTICLE 12

Disaster management and humanitarian action

1. The Parties shall enhance cooperation and, where appropriate, promote coordination at the bilateral, regional and international levels in the prevention of, mitigation of, preparedness for, response to and recovery from disasters in order to reduce the risk of disasters and to increase resilience in this field.

2. The Parties shall endeavour to cooperate in humanitarian actions, including emergency relief operations, with a view to providing effective coordinated responses.

ARTICLE 13

Economic and financial policy

1. The Parties shall enhance the exchange of information and experiences with a view to promoting close bilateral and multilateral policy coordination to support their shared objectives of sustainable and balanced growth, fostering job creation, countering excessive macroeconomic imbalances and combating all forms of protectionism.

2. The Parties shall enhance the exchange of information on their financial policies and regulations, with a view to strengthening cooperation to ensure financial stability and fiscal sustainability, including by improving regulatory and supervisory regimes for accounting, auditing, banking, insurance, financial markets and other parts of the financial sector, in support of the work currently undertaken in relevant international organisations and fora.

ARTICLE 14

Science, technology and innovation

Based on the Agreement between the European Community and the Government of Japan on Cooperation in Science and Technology, done at Brussels on 30 November 2009, as may be amended, the Parties shall enhance cooperation in the area of science, technology and innovation with special emphasis on priorities of mutual interest.

ARTICLE 15

Transport

1. The Parties shall seek cooperation by enhancing the exchange of information and dialogue on transport policies, practices and other areas of mutual interest in all modes of transport and coordinate, where appropriate, their positions in international transport fora.

2. The areas of cooperation referred to in paragraph 1 shall include:

(a) the aviation sector, such as aviation safety, aviation security, air traffic management and other relevant regulations with the objective to facilitate broader and mutually beneficial air transport relations, including, where appropriate, by pursuing technical and regulatory cooperation and further agreements based on mutual interest and consent;

(b) the maritime transport sector; and

(c) the railway sector.

ARTICLE 16

Outer space

1. The Parties shall enhance the exchange of views and information on their respective space policies and activities.

2. The Parties shall endeavour to cooperate, where appropriate, including through regular dialogue, in the exploration and peaceful uses of outer space, including in the mutual compatibility of their navigation satellite systems, earth observation and monitoring, climate change, space science and technologies, security aspects of space activities and other areas of mutual interest.

ARTICLE 17

Industrial cooperation

1. The Parties shall promote industrial cooperation to improve the competitiveness of their enterprises. To this end, they shall enhance the exchange of views and best practices on their respective industrial policies in areas such as innovation, climate change, energy efficiency, standardisation, corporate social responsibility, and the improvement of the competitiveness of and support for the internationalisation of small- and medium-sized enterprises.

2. The Parties shall facilitate cooperation activities established by their public and private sectors with a view to improving the competitiveness and cooperation of their respective enterprises, including through dialogue between them.

ARTICLE 18

Customs

The Parties shall enhance cooperation in the area of customs, including facilitation of legitimate trade, while ensuring effective customs control and compliance with customs laws and regulations, as based on the Agreement between the European Community and the Government of Japan on Co-operation and Mutual Administrative Assistance in Customs Matters, done at Brussels on 30 January 2008, as may be amended. They shall also exchange views and cooperate in relevant international frameworks.

ARTICLE 19

Taxation

With a view to promoting good governance in tax matters, the Parties shall endeavour to enhance cooperation in line with internationally established tax standards, in particular by encouraging third countries to enhance transparency, ensure exchange of information and eliminate harmful tax practices.

ARTICLE 20

Tourism

The Parties shall enhance cooperation regarding sustainable development of tourism and enhancement of competitiveness of tourism industries, which can contribute to economic growth, cultural exchange and people-to-people exchange.

ARTICLE 21

Information society

The Parties shall exchange views on their respective policies and regulations in the area of information and communications technologies to enhance cooperation on key issues, including:

(a) electronic communications, including internet governance and online safety and security;

(b) interconnection of research network, including in a regional context;

(c) promotion of research and innovation activities; and

(d) standardisation and dissemination of new technologies.

ARTICLE 22

Consumer policy

The Parties shall promote dialogue and exchange of views on policies and laws and regulations aiming at a high level of consumer protection and enhance cooperation in key areas, including product safety, enforcement of consumer laws and regulations, and consumer education, empowerment and redress.

ARTICLE 23

Environment

1. The Parties shall enhance the exchange of views, information and best practices, on environmental policies and regulations, and enhance cooperation in areas such as:

(a) efficient use of resources;

(b) biological diversity;

(c) sustainable consumption and production;

(d) technologies, goods and services that support environmental protection;

(e) conservation and sustainable management of forests, including, where appropriate, illegal logging; and

(f) other areas decided under the relevant policy dialogue.

2. The Parties shall endeavour to enhance cooperation in the frameworks of relevant international agreements and instruments, as applicable to the Parties, as well as in international fora.

ARTICLE 24

Climate change

1. The Parties, recognising the need for an urgent, deep and sustained reduction in global emissions of greenhouse gases so as to hold the increase in global average temperature to well below 2°C above pre-industrial levels and to pursue efforts to limit the temperature increase to 1.5°C above pre-industrial levels, will take the lead in combating climate change and the adverse effects thereof, including through domestic and international actions to reduce anthropogenic greenhouse gas emissions. The Parties shall cooperate, where appropriate, under the United Nations Framework Convention on Climate Change, done at New York on 9 May 1992 to achieve the objective of that Convention, in implementing the Paris Agreement, done at Paris on 12 December 2015, and to strengthen the multilateral legal frameworks. They shall also seek to enhance cooperation in other relevant international fora.

2. The Parties shall, with a view to promoting sustainable development, also seek cooperation by enhancing the exchange of information and best practices and, where appropriate, promoting coordination of policies, on issues of mutual interest in the area of climate change, including issues such as:

(a) mitigation of climate change through various measures such as research and development of low-carbon technology, market-based mechanisms and reduction of short-lived climate pollutants;

(b) adaptation to the adverse effects of climate change; and

(c) assistance to third countries.

ARTICLE 25

Urban policy

The Parties shall enhance the exchange of experiences and good practices in the area of urban policies, in particular to address common challenges in this area, including those arising from demographic dynamics and climate change. The Parties shall also encourage, where appropriate, such exchange of experiences and good practices among their local governments or city authorities.

ARTICLE 26

Energy

The Parties shall endeavour to enhance cooperation and, where appropriate, close coordination in international organisations and fora, in the area of energy, including energy security, global energy trade and investment, the functioning of global energy markets, energy efficiency and energy-related technologies.

ARTICLE 27

Agriculture

1. The Parties shall enhance cooperation on policies on agriculture, rural development and forest management, including sustainable agriculture, food security, integration of environmental requirements into agricultural policies, development policies for rural areas, promotion and quality policies for agricultural food products, including geographical indications, organic production, international agricultural outlook, sustainable forest management and links between policies on sustainable agriculture, rural development and forestry, and policies on environment and climate change.

2. The Parties shall enhance cooperation on research and innovation in the area of agriculture and forest management.

ARTICLE 28

Fisheries

1. The Parties shall promote dialogue and enhance cooperation on fisheries policies in accordance with the precautionary and ecosystem approaches, with a view to promoting long-term conservation, effective management and sustainable use of fishery resources based on the best scientific information available.

2. The Parties shall enhance the exchange of views and information and promote international cooperation to prevent, deter and eliminate illegal, unreported and unregulated fishing.

3. The Parties shall strengthen cooperation within the relevant regional fisheries management organisations.

ARTICLE 29

Maritime affairs

In accordance with international law, as reflected in the United Nations Convention on the Law of the Sea, done at Montego Bay on 10 December 1982 (hereinafter referred to as "UNCLOS"), the Parties shall promote dialogue, enhance mutual understanding on maritime affairs and work together to promote:

(a) the rule of law in this area, including freedoms of navigation and overflight and the other freedoms of the high seas as reflected in Article 87 of UNCLOS; and

(b) long-term conservation, sustainable management and better knowledge of ecosystems and non-living resources of the seas and oceans in accordance with applicable international law.

ARTICLE 30

Employment and social affairs

1. The Parties shall enhance cooperation in the area of employment, social affairs and decent work, such as employment policies and social security systems in the context of the social dimension of globalisation and demographic changes, through the exchange of views and experiences and, where appropriate, cooperation activities on issues of common interest.

2. The Parties shall endeavour to respect, promote and realise internationally recognised labour and social standards and promote decent work on the basis of their respective commitments to relevant international instruments, such as the International Labour Organization Declaration on Fundamental Principles and Rights at Work, adopted on 18 June 1998, and the International Labour Organization Declaration on Social Justice for a Fair Globalization, adopted on 10 June 2008.

ARTICLE 31

Health

The Parties shall enhance the exchange of views, information and experiences in the area of health to effectively address cross-border health problems, in particular by cooperating in the prevention and control of communicable and non-communicable diseases, including by promoting, where appropriate, international health agreements.

ARTICLE 32

Judicial cooperation

1. The Parties shall enhance judicial cooperation on civil and commercial matters, in particular as regards the promotion and effectiveness of conventions on civil judicial cooperation.

2. The Parties shall enhance judicial cooperation on criminal matters based on the Agreement between the European Union and Japan on Mutual Legal Assistance in Criminal Matters, signed at Brussels on 30 November 2009 and at Tokyo on 15 December 2009, as may be amended.

ARTICLE 33

Combating corruption and organised crime

The Parties shall enhance cooperation in preventing and combating corruption and transnational organised crime, including trafficking in firearms and economic and financial crime, including through, where appropriate, promoting relevant international agreements.

ARTICLE 34

Combating money laundering and financing of terrorism

The Parties shall enhance cooperation, including through the exchange of information, in preventing their respective financial systems from being used for laundering of proceeds of crime and for the financing of terrorism, taking into account universally recognised standards under relevant international bodies, such as the Financial Action Task Force.

ARTICLE 35

Combating illicit drugs

The Parties shall enhance cooperation in preventing and combating illicit drugs with a view to:

(a) reducing the supply of, trafficking in and demand for illicit drugs;

(b) preventing the diversion of precursors used for the purpose of illicit manufacture of narcotic drugs or psychotropic substances;

(c) protecting public health and welfare; and

(d) dismantling the transnational criminal networks involved in drug trafficking, in particular to prevent their penetration of legitimate commercial and financial business, *inter alia* through the exchange of information, and best practices.

ARTICLE 36

Cooperation on cyber issues

1. The Parties shall enhance the exchange of views and information on their respective policies and activities on cyber issues, and shall encourage such exchange of views and information in international and regional fora.

2. The Parties shall enhance cooperation in order to promote and protect human rights and free flow of information to the maximum extent possible in cyberspace. For this purpose, and based on the understanding that international law applies in cyberspace, they shall cooperate, where appropriate, in establishing and developing international norms and promoting confidence building in cyberspace.

3. The Parties shall cooperate, where appropriate, to enhance the ability of third countries to strengthen their cybersecurity and to fight against cybercrime.

4. The Parties shall enhance cooperation in preventing and combating cybercrime, including the distribution of illegal content via the Internet.

ARTICLE 37

Passenger name records

The Parties shall endeavour to use, to the extent consistent with their respective laws and regulations, available tools, such as passenger name records, to prevent and combat acts of terrorism and serious crimes, while respecting the right to privacy and the protection of personal data.

ARTICLE 38

Migration

1. The Parties shall promote dialogue on the policies in the area of migration, such as legal migration, irregular immigration, trafficking in persons, asylum and border management, including visas and travel document security, taking into account the socio-economic realities of migration.

2. The Parties shall enhance cooperation in order to prevent and control irregular immigration, including by ensuring the readmission of their nationals without undue delay and providing them with appropriate travel documents.

ARTICLE 39

Personal data protection

The Parties shall enhance cooperation with a view to ensuring a high level of protection of personal data.

ARTICLE 40

Education, youth and sport

1. The Parties shall enhance the exchange of views and information on their policies in the areas of education, youth and sport.

2. The Parties shall encourage, where appropriate, cooperative activities in the areas of education, youth and sport, such as joint programmes, exchanges of persons, and exchange of knowledge and experiences.

ARTICLE 41

Culture

1. The Parties shall endeavour to enhance the exchange of persons engaging in cultural activities and of works of art and to carry out, where appropriate, joint initiatives in various cultural areas, including audio-visual works such as films.

2. The Parties shall encourage dialogue and cooperation between their respective civil societies and institutions in cultural sectors to enhance mutual awareness and understanding.

3. The Parties shall endeavour to cooperate on issues of mutual interest in relevant international fora, in particular the United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization, in order to pursue common objectives and to promote cultural diversity and the protection of cultural heritage.

ARTICLE 42

Joint Committee

1. A Joint Committee made up of representatives of the Parties is hereby established. The Joint Committee shall be co-chaired by the representatives of the Parties.

2. The Joint Committee shall:

(a) coordinate the overall partnership which is built upon this Agreement;

(b) request, where appropriate, information from committees or other bodies established under other agreements or arrangements between the Parties and exchange views on issues of common interest;

(c) decide on additional areas of cooperation that are not listed in this Agreement provided that they are consistent with the aims of this Agreement;

(d) ensure the proper functioning and the effective implementation of this Agreement;

(e) endeavour to resolve any dispute arising from the interpretation, application or implementation of this Agreement;

(f) be a forum to explain any relevant modification of policies, programmes or competences relevant to this Agreement; and

(g) make recommendations and adopt decisions, where appropriate, and facilitate specific aspects of cooperation based on this Agreement.

3. The Joint Committee shall take decisions by consensus.

4. The Joint Committee shall normally meet once a year in Tokyo and Brussels alternately. It shall also meet at the request of either Party.

5. The Joint Committee shall adopt its rules of procedure.

ARTICLE 43

Dispute settlement

1. The Parties shall take any general or specific actions required to fulfil their obligations under this Agreement, based on the principles of mutual respect, equal partnership and respect for international law.

2. If any dispute arises concerning the interpretation, application or implementation of this Agreement, the Parties shall strengthen their efforts to consult and cooperate with each other to resolve the dispute in a timely and amicable manner.

3. If a dispute cannot be resolved in accordance with paragraph 2, either Party may request that the dispute be referred to the Joint Committee for further discussion and study.

4. The Parties consider that a particularly serious and substantial violation of the obligations described in paragraph 1 of Article 2 and paragraph 1 of Article 5, which respectively constitutes an essential element of the basis of the cooperation under this Agreement, with its gravity and nature being of an exceptional sort that threatens peace and security and has international repercussion, may be addressed as a case of special urgency.

5. In the unlikely and unexpected event that a case of special urgency as referred to in paragraph 4 occurs within the territory of either Party, the Joint Committee shall hold an urgent consultation within 15 days upon the request of the other Party.

In case the Joint Committee is unable to reach a mutually acceptable solution, it shall convene urgently at ministerial level on that matter.

6. In a case of special urgency where no mutually acceptable solution has been found at ministerial level, the Party which made the request referred to in paragraph 5 may decide to suspend the provisions of this Agreement in accordance with international law. In addition, the Parties note that the Party which made the request referred to in paragraph 5 may take other appropriate measures outside the framework of this Agreement, in accordance with international law. The Party shall immediately notify the other Party, in writing, of its decision and shall apply that decision for the minimum period of time necessary to resolve the issue in a manner acceptable to the Parties.

7. The Parties shall keep under constant review the development of the case of special urgency which has prompted the decision to suspend the provisions of this Agreement. The Party invoking the suspension of the provisions of this Agreement shall withdraw it as soon as warranted, and in any case as soon as a case of special urgency no longer exists.

8. This Agreement shall not affect or prejudice the interpretation or application of other agreements between the Parties. In particular, the dispute settlement provisions of this Agreement shall not replace or affect in any way the dispute settlement provisions of other agreements between the Parties.

ARTICLE 44

Miscellaneous

Cooperation and actions under this Agreement shall be implemented in accordance with the respective laws and regulations of the Parties.

ARTICLE 45

Definition of the Parties

For the purposes of this Agreement, the term "the Parties" means the Union or its Member States, or the Union and its Member States, in accordance with their respective competences, on the one hand, and Japan, on the other.

ARTICLE 46

Disclosure of information

Nothing in this Agreement shall be construed as requiring either Party to provide information, the disclosure of which it considers contrary to its essential security interests.

ARTICLE 47

Entry into force and application pending entry into force

1. This Agreement shall be ratified by Japan and approved or ratified by the Union Party, in accordance with their respective applicable legal procedures. The instrument of ratification by Japan and the instrument confirming the completion of approval and ratification by the Union Party shall be exchanged at Tokyo. This Agreement shall enter into force on the first day of the second month following the date of exchange of the instruments.

2. Notwithstanding paragraph 1, the Union and Japan shall apply the provisions of Articles 1, 2, 3 and 4, paragraph 1 of Article 5, Articles 11, 12, 13, 14, 15 (with the exception of paragraph 2(b)), 16, 17, 18, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31 and 37, paragraph 1 of Article 38, Articles 39, 40, 41, 42 (with the exception of paragraph 2(c)), 43, 44, 45, 46 and 47, paragraph 3 of Article 48, and Articles 49, 50 and 51 of this Agreement pending its entry into force. Such application shall commence on the first day of the second month following the date on which Japan has notified the Union of the completion of ratification by Japan, or the date on which the Union has notified Japan of the completion of the applicable legal procedure necessary for that purpose, whichever is later. The notifications shall be made by diplomatic notes.

3. The provisions of this Agreement that are to be applied pending the entry into force of this Agreement in accordance with paragraph 2 shall have the same legal effect as if this Agreement were in force between the Parties.

ARTICLE 48

Termination

1. This Agreement shall remain in force unless terminated pursuant to paragraph 2.

2. Either Party may notify, in writing, the other Party of its intention to terminate this Agreement. The termination shall take effect six months after the date of receipt of that notification by the other Party.

3. Either Party may notify, in writing, the other Party of its intention to terminate the application pending entry into force provided for in paragraph 2 of Article 47. The termination shall take effect six months after the date of receipt of that notification by the other Party.

ARTICLE 49

Future accessions to the Union

1. The Union shall inform Japan of any request for accession of a third country to the Union.

2. The Parties shall discuss, including through the framework of the Joint Committee, any implications that the accession of the third country to the Union may have for this Agreement.

3. The Union shall inform Japan of the signing and entry into force of a treaty concerning the accession of a third country to the Union.

ARTICLE 50

Territorial application

This Agreement shall apply, on the one hand, to the territories in which the Treaty on European Union and the Treaty on the Functioning of the European Union are applied under the conditions laid down in those Treaties and, on the other hand, to the territory of Japan.

ARTICLE 51

Authentic texts

This Agreement is drawn up in duplicate in the Bulgarian, Croatian, Czech, Danish, Dutch, English, Estonian, Finnish, French, German, Greek, Hungarian, Italian, Latvian, Lithuanian, Maltese, Polish, Portuguese, Romanian, Slovak, Slovenian, Spanish, Swedish and Japanese languages, each text being equally authentic. In case of divergence between the texts of this Agreement, the Parties shall refer the matter to the Joint Committee.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned, duly authorised to this effect, have signed this Agreement.

Done at Tokyo on the seventeenth day of July in the year two thousand and eighteen.

FOR THE KINGDOM OF BELGIUM

Roux

Deze handtekening verbindt eveneens de Vlaamse Gemeenschap, de Franse Gemeenschap, de Duitstalige Gemeenschap, het Vlaamse Gewest, het Waalse Gewest en het Brussels Hoofdstedelijk Gewest.

Cette signature engage également la Communauté française, la Communauté flamande, la Communauté germanophone, la Région wallonne, la Région flamande et la Région de Bruxelles-Capitale.

Diese Unterschrift bindet zugleich die Deutschsprachige Gemeinschaft, die Flämische Gemeinschaft, die Französische Gemeinschaft, die Wallonische Region, die Flämische Region und die Region Brüssel-Hauptstadt.

FOR THE REPUBLIC OF BULGARIA

Dimiter Tzantchev

FOR JAPAN

安倍晋三

FOR THE CZECH REPUBLIC

Martin Povejsil

FOR THE KINGDOM OF DENMARK

Kim Jørgensen

FOR THE FEDERAL REPUBLIC OF GERMANY

Michael Flügger

FOR THE REPUBLIC OF ESTONIA

Kaja Tael

FOR IRELAND

Kelleher

FOR THE HELLENIC REPUBLIC

Andreas Papastavrou

FOR THE KINGDOM OF SPAIN

Pablo Garcia-Berdoy

FOR THE FRENCH REPUBLIC

Philippe Leglise-Costa

FOR THE REPUBLIC OF CROATIA

Mato Skrabalo

FOR THE ITALIAN REPUBLIC

Maurizio Massari

FOR THE REPUBLIC OF CYPRUS

Nicholas Emiliou

FOR THE REPUBLIC OF LATVIA

Sanita Pavluta-Deslandes

FOR THE REPUBLIC OF LITHUANIA

Jovita Neliupsiene

FOR THE GRAND DUCHY OF LUXEMBOURG

Georges Friden

FOR HUNGARY

Olivér Várhelyi

FOR THE REPUBLIC OF MALTA

Marlene Bonnici

FOR THE KINGDOM OF THE NETHERLANDS

R. De Groot

FOR THE REPUBLIC OF AUSTRIA

Nikolaus Marschik

FOR THE REPUBLIC OF POLAND

Sebastian Barkowski

FOR THE PORTUGUESE REPUBLIC

Nuno Brito

FOR ROMANIA

L. Odobescu

FOR THE REPUBLIC OF SLOVENIA

Janez Lenarcic

FOR THE SLOVAK REPUBLIC

Peter Javorcík

FOR THE REPUBLIC OF FINLAND

Minna Kivimäki

FOR THE KINGDOM OF SWEDEN

Lars Danielsson

FOR THE UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND

Tim Barrow

FOR THE EUROPEAN UNION

Donald Tusk

Juncker

府令

○内閣府令第百号

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三十二号）の一部の施行に伴い、並びに金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十九条の二第二項第二号及び第三号、第三十一条第七項、第三十五条の三並びに第四十六条の三第二項の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年十一月二十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務の内容及び方法） **第八条**　法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 ［一～五　略］ 六　第一種金融商品取引業を行う場合には、次に掲げる事項（第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合には、ロからホまで及びチに掲げる事項を除く。） ［イ～ニ　略］ ホ　私設取引システム運営業務（法第三十条第一項ただし書の規定により行うものに限る。ホ、第十条第一項第三号ニ、第七十条の二第九項及び第百七十三条において同じ。）を行う場合には、次に掲げる事項 (1)　私設取引システム運営業務において行う取引の種類 (2)　私設取引システム運営業務を管理する責任者の氏名及び役職名 (3)　私設取引システム運営業務を行う部署（私設取引システム運営業務の一部を他の者に委託する場合にあっては、その者を含む。第七十条の二第九項第八号において同じ。）の名称及び組織の体制 (4)　私設取引システム運営業務において取り扱う有価証券の種類、銘柄及び取引の最低単位 (5)　私設取引システム運営業務に係る顧客との取引開始基準及び顧客の管理方法 (6)　売買価格の決定方法 (7)　気配、売買価格その他の価格情報を顧客に公表する方法並びに当該価格情報を公表する部署の名称及び体制 (8)　私設取引システム運営業務において使用する電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法 (9)　私設取引システム運営業務に係る有価証券の受渡しその他の決済の方法及び顧客の契約不履行が生じた場合の対処方法 (10)　顧客である金融商品取引業者における有価証券の売買の受託についての信用の供与に関する事項 (11)　私設取引システム運営業務に係る取引記録の作成及び保存の方法	（業務の内容及び方法） **第八条**　［同上］ ［一～五　同上］ 六　第一種金融商品取引業を行う場合には、次に掲げる事項（第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合には、ロからニまで及びトに掲げる事項を除く。） ［イ～ニ　同上］ ［号の細分を加える。］

⑿　私設取引システム運営業務の執行状況について、検査を行う頻度、部署の名称及び体制
⒀　私設取引システム運営業務における有価証券の売買の内容の審査の方法及び体制並びに当該審査の結果を踏まえた対応に関する事項
⒁　その他私設取引システム運営業務に係る損失の危険の管理又は取引の公正の確保に関する重要な事項
ヘ～リ　［略］
［七～十二　略］

第十条　法第二十九条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

［一・二　略］
三　第一種金融商品取引業を行う場合には、次に掲げる書類（第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合には、ロからホまでに掲げる書類を除く。）
［イ～ハ　略］
ニ　私設取引システム運営業務を行う場合には、次に掲げる書類
(1)　私設取引システム運営業務を管理する責任者の履歴書
(2)　私設取引システム運営業務に関する社内規則
(3)　私設取引システム運営業務に関し顧客と取引を行う際に使用する契約書類
(4)　第八条第六号ホ⑻に掲げる事項が私設取引システム運営業務の安定的な遂行に支障を生ずるおそれがないことを検証し、その結果を記載した書類
ホ　電子取引基盤運営業務を行う場合には、次に掲げる書類
［(1)～(3)　略］
(4)　第八条第六号チ(9)に掲げるものに関する登録申請者と特別の利害関係のない者の評価書
2　［略］
（金融商品取引業者と密接な関係を有する者）

第十六条の四　令第十五条の十の七第四号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　当該金融商品取引業者の子会社等（令第十五条の十六第三項に規定する子会社等をいう。以下この号、第三十三条第二項、第三十四条、第七十条の二第九項第五号ロ、第百二十三条第一項第十八号ト及び第三十号、第十二項第三号並びに第十三項、第百二十五条の七第二項第二号、第六節並びに第六節の二において同じ。）又は当該金融商品取引業者の親会社等（令第十五条の十六第三項に規定する親会社等をいう。第七十条の二第九項第五号イ、第百二十三条第十二項第三号及び第十三項、第百二十五条の七第二項第二号、第六節並びに第六節の二において同じ。）の子会社等
［二～五　略］
（登録申請書記載事項の変更の届出）

第二十条　法第三十一条第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第一号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

［一～四　略］

ホ～チ　［同上］
［七～十二　同上］

第十条　［同上］

［一・二　同上］
三　第一種金融商品取引業を行う場合には、次に掲げる書類（第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合には、ロからニまでに掲げる書類を除く。）
［イ～ハ　同上］
［号の細分を加える。］
ニ　［同上］
［(1)～(3)　同上］
(4)　第八条第六号ト(9)に掲げるものに関する登録申請者と特別の利害関係のない者の評価書
2　［同上］
（金融商品取引業者と密接な関係を有する者）

第十六条の四　［同上］

一　当該金融商品取引業者の子会社等（令第十五条の十六第三項に規定する子会社等をいう。以下この号、第三十三条第二項、第三十四条、第百二十三条第一項第十八号ト及び第三十号、第十二項第三号並びに第十三項、第百二十五条の七第二項第二号、第六節並びに第六節の二において同じ。）又は当該金融商品取引業者の親会社等（令第十五条の十六第三項に規定する親会社等をいう。第百二十三条第十二項第三号及び第十三項、第百二十五条の七第二項第二号、第六節並びに第六節の二において同じ。）の子会社等
［二～五　同上］
（登録申請書記載事項の変更の届出）

第二十条　［同上］

［一～四　同上］

五　第七条第三号の二に掲げる事項について変更があった場合（電子取引基盤運営業務を行うこととなった場合に限る。）　次に掲げる書類

［イ～ハ　略］

ニ　第八条第六号チ(9)に掲げるものに関する届出者と特別の利害関係のない者の評価書

［六～九　略］

［2・3　略］

（三十日前までの変更の届出の対象となる業務の内容及び方法）

第二十四条の二　法第三十一条第七項に規定する内閣府令で定めるものは、第八条第六号ホ(5)、(6)、(8)から(11)まで、(13)及び(14)に掲げる事項とする。

（業務の内容又は方法に係る三十日前までの変更の届出）

第二十四条の三　法第三十一条第七項の規定により届出を行う金融商品取引業者は、変更の内容、変更予定年月日及び変更の理由を記載した届出書に、第八条第六号ホ(5)、(6)、(8)から(11)まで、(13)及び(14)に掲げる事項（内容に変更のあるものに限る。）を記載した書類並びに第十条第一項第三号ニに掲げる書類（内容に変更のあるものに限る。）を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

（業務管理体制の整備）

第七十条の二　［略］

［2～8　略］

9　法第三十五条の三の規定により金融商品取引業者等（私設取引システム運営業務を行う者に限る。）が整備しなければならない業務管理体制は、第一項の要件のほか、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一　私設取引システム運営業務を行う際に使用する電子情報処理組織その他の設備の管理を十分に行うための措置がとられていること。

二　私設取引システム運営業務における有価証券の売買の内容の審査及び当該審査の結果を踏まえた対応を行うための措置がとられていること。

三　私設取引システム運営業務に関し、法第三十条第一項ただし書に規定する政令で定める基準を超えることを防止するための措置がとられていること。

四　私設取引システム運営業務において特定投資家向け有価証券の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う場合には、法第四十条の四の規定を遵守するための措置がとられていること。

五　私設取引システム運営業務において信用取引を行う場合には、自己又は次に掲げる者その他の者の利益を図る目的をもって顧客の利益又は取引の公正を害することを防止するための措置がとられていること。

イ　当該金融商品取引業者等の親会社等

ロ　当該金融商品取引業者等の子会社等

ハ　当該金融商品取引業者等の関連会社等（令第十五条の十六第四項に規定する関連会社等をいう。第二百三十三条の二第四項第五号並びに第二百三十三条の三第十一号及び第十二号において同じ。）

五　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　第八条第六号ト(9)に掲げるものに関する届出者と特別の利害関係のない者の評価書

［六～九　同上］

［2・3　同上］

［条を加える。］

［条を加える。］

（業務管理体制の整備）

第七十条の二　［同上］

［2～8　同上］

［項を加える。］

六　私設取引システム運営業務に関し、顧客に対して、次に掲げる事項について、当該顧客の知識、経験、財産の状況及び有価証券の売買を行う目的を踏まえた適切な説明を行うための措置がとられていること。

イ　売買価格の決定方法

ロ　その使用する電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法

ハ　有価証券の受渡しその他の決済の方法及び顧客の契約不履行が生じた場合の対処方法

ニ　当該金融商品取引業者等が顧客の取引時に表示した価格で約定されないおそれがある旨

ホ　法第二十九条の二第一項の登録申請書に第八条第六号ホ(8)に掲げる事項に関する登録申請者と特別の利害関係のない者の評価書を添付しない場合にあっては、その旨

ヘ　第八条第六号ホ(8)の電子情報処理組織を使用することが困難である場合に当該電子情報処理組織に代えて使用する電子情報処理組織を設けない場合にあっては、その旨

七　売買価格の決定方法、有価証券の受渡しその他の決済の方法、価格情報の公表方法及び取引開始基準について取引を公正かつ円滑にし、かつ、公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められる措置がとられていること。

八　当該金融商品取引業者等が私設取引システム運営業務以外の業務を行う場合には、その役職員が私設取引システム運営業務により知り得た情報を私設取引システム運営業務以外の業務に利用すること及び私設取引システム運営業務以外の業務により知り得た情報を私設取引システム運営業務に利用すること並びに私設取引システム運営業務により知り得た情報の私設取引システム運営業務を行う部署からの漏えいを防止するための措置その他の顧客の行う有価証券の売買その他の取引に関する情報の適切な管理のために必要な措置がとられていること。

（業務又は財産の状況に関する報告）

第百七十三条　法第四十六条の三第二項の規定により金融商品取引業者は、次の各号に掲げる報告書（当該金融商品取引業者が外国法人である場合にあっては第二号に掲げるものを除き、私設取引システム運営業務を行わない場合にあっては第三号に掲げるものを除く。）を、当該各号に定める提出期限までに所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一・二　略

三　別紙様式第十四号の二により作成した私設取引システム運営業務に係る売買高に関する報告書　四半期（法第四十六条の六第三項に規定する四半期をいう。第二百八条の十一及び第二百八条の十四において同じ。）経過後一月以内

（四半期経過後一月以内に記載することが困難である事項を記載する書類等）

第二百八条の十一　［略］

2・3　略

4　金融庁長官は、第二項の承認の申請があった場合において、当該特別金融商品取引業者が、当該親会社の本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、四半期経過後三月以内に特定書類を提出することができないと認められるときは、当該申請のあった日の属する四半期（その日が四半期開始後三月以内（直前四半期に係る当該特定書類の提出に関して当該承認を受けている場合にあっては、当該承認を受けた期間内）の日である場合にあっては、その直前四半期）から当該申請に係る第二項第五号の理由について消滅又は変更があることとなる日の属する四半期の直前四半期までの四半期に係る当該特定書類について、令第十七条の二の三第三項ただし書の承認をするものとする。

5　［略］

（業務又は財産の状況に関する報告）

第百七十三条　法第四十六条の三第二項の規定により金融商品取引業者は、次の各号に掲げる報告書（当該金融商品取引業者が外国法人である場合にあっては、第二号に掲げるものを除く。）を、当該各号に定める提出期限までに所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一・二　同上

［号を加える。］

（四半期経過後一月以内に記載することが困難である事項を記載する書類等）

第二百八条の十一　［同上］

2・3　同上

4　金融庁長官は、第二項の承認の申請があった場合において、当該特別金融商品取引業者が、当該親会社の本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、四半期（法第四十六条の六第三項に規定する四半期をいう。以下この条及び第二百八条の十四において同じ。）経過後三月以内に特定書類を提出することができないと認められるときは、当該申請のあった日の属する四半期（その日が四半期開始後三月以内（直前四半期に係る当該特定書類の提出に関して当該承認を受けている場合にあっては、当該承認を受けた期間内）の日である場合にあっては、その直前四半期）から当該申請に係る第二項第五号の理由について消滅又は変更があることとなる日の属する四半期の直前四半期までの四半期に係る当該特定書類について、令第十七条の二の三第三項ただし書の承認をするものとする。

5　［同上］

（適格機関投資家等特例業務の相手方）

第二百三十三条の二　［略］

［２・３　略］

４　令第十七条の十二第一項第十五号に規定する内閣府令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

［一～四　略］

五　次に掲げる者の子会社等又は関連会社等

［イ～ニ　略］

［六～八　略］

［５・６　略］

別紙様式第十四号の二（第百七十三条第三号関係）

（日本産業規格Ａ４）

私設取引システム運営業務に係る売買高に関する報告書

（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）

年　　月　　日提出

登録番号　　財務（支）局長（金商）第　　号

商号又は名称

所在地

代表者の役職氏名

（注意事項）

法第29条の２第１項の登録申請書又は法第31条第１項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の役職氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

有価証券の売買高の状況

私設取引システム運営業務（法第30条第１項ただし書の規定により行うものに限る。）に係る有価証券の売買高の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

（単位：千株、百万円）

		第１四半期	第２四半期	第３四半期	第４四半期	合計
株券	株数	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	金額	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
社債券		（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
受益証券		（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）

（適格機関投資家等特例業務の相手方）

第二百三十三条の二　［同上］

［２・３　同上］

４　［同上］

［一～四　同上］

五　次に掲げる者の子会社等又は関連会社等（令第十五条の十六第四項に規定する関連会社等をいう。次条第十一号及び第十二号において同じ。）

［イ～ニ　同上］

［六～八　同上］

［５・６　同上］

［様式を加える。］

その他	新株予約権証券	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
		（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
		（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
		（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
		（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
		（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	小計	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
合計		（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）

（注意事項）

1　有価証券の売買株数及び売買金額を約定基準により記載すること。

2　「株券」の欄には株券に係るものを、「社債券」の欄には社債券（法第２条第１項第17号に掲げる有価証券で同項第５号に掲げる有価証券の性質を有するものを含む。）に係るものを、「受益証券」の欄には同項第10号及び第14号に掲げる受益証券に係るものを、「新株予約権証券」の欄には同項第９号に掲げる新株予約権証券及び同項第11号に掲げる新投資口予約権証券に係るものを記載すること。

3　「その他」の欄の空欄には、「株券」、「社債券」、「受益証券」及び「新株予約権証券」の欄に記載したもの以外の有価証券であって取引があったもの（法第２条第２項各号に掲げる権利については、電子記録移転権利及び令第１条の12第２号に規定する権利を含む。）のうち、売買金額の多い上位５位までの有価証券について記載すること。また、「小計」の欄には、「その他」の欄に記載した売買金額の合計額に取引があった有価証券のうち本表に記載しなかったものの売買金額を合算した額を記載すること。

4　外国有価証券（日本国若しくはその地方公共団体又は居住者（外国為替及び外国貿易法第６条第１項第５号に規定する居住者のうち法人をいう。）が本邦（同項第１号に規定する本邦をいう。）において発行する有価証券以外の有価証券をいう。）に係るものは、株券、社債券、受益証券等それぞれに相当するものに合算し、上段に内書（括弧書）として記載すること。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この府令は、金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年十一月二十一日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○内閣府令第百一号

金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第三百四十九号）の施行に伴い、並びに金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十条の三第二項、第三十一条第六項及び第三十五条の三並びに金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第六条の二第二項第二号及び第二十六条の二の二第七項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年十一月二十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第一条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（認可に係る業務の内容及び方法） **第十七条**　法第三十条の三第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一～六　略 七　価格情報に関し、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項 イ　上場株券等（法第六十七条の十八第七号に規定する上場株券等をいう。第十九条第一号及び別表第一において同じ。）を取り扱い、かつ、前号に掲げる売買価格の決定方法が次に掲げる方法のいずれかに該当する場合　気配、売買価格その他の価格情報（別表第一の上欄に掲げる通知又は公表の区分に応じ、当該中欄に定める事項を含む。）を顧客に通知し、公表する方法並びに当該価格情報を通知し、公表する部署の名称及び体制 (1)　法第二条第八項第十号イに掲げる売買価格の決定方法 (2)　法第二条第八項第十号ロに掲げる売買価格の決定方法 (3)　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十七条第一号に掲げる方法 (4)　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十七条第二号に掲げる方法 (5)　(1)から(4)までに掲げる方法に類似する方法 ロ　イに掲げる場合以外の場合　気配、売買価格その他の価格情報を顧客に公表する方法並びに当該価格情報を公表する部署の名称及び体制 八～十二　略 十三　私設取引システム運営業務における有価証券の売買の内容の審査の方法及び体制並びに当該審査の結果を踏まえた対応に関する事項 十四　［略］ （審査等の対象となる業務の内容及び方法） **第十九条**　法第三十条の四第五号及び第三十一条第六項に規定する内閣府令で定める業務の内容及び方法は、次に掲げるものとする。 一　第十七条第五号、第七号、第八号、第十号、第十一号及び第十三号に掲げるもの（上場株券等を取り扱わない場合には、第七号に掲げるものを除く。） 二　［略］ （業務管理体制の整備） **第七十条の二**　［略］ 2～6　略 7　法第三十五条の三の規定により金融商品取引業者等（取引所金融商品市場における有価証券の売買若しくは市場デリバティブ取引（当該取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所の業務規程で定める売買立会又は立会によらないものに限る。）若しくはこれらの取引の委託の取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）又は法第二条第八項第十号に掲げる行為（令第六条の二第二項第二号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める要件を満たすものとして同号の規定に基づき金融庁長官が指定する電子情報処理組織を使用して行われるものに限る。）による有価証券の売買を行う市場（法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者の開設するものをいう。）における有価証券の売買若しくは当該売買の委託の取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）であって社内取引システム（当該金融商品取引業者等その他の者が、電子	（認可に係る業務の内容及び方法） **第十七条**　［同上］ 一～六　同上 七　気配、売買価格その他の価格情報の公表方法 八～十二　同上 ［号を加える。］ 十三　［同上］ （審査等の対象となる業務の内容及び方法） **第十九条**　［同上］ 一　第十七条第五号、第八号、第十号及び第十一号に掲げるもの 二　［同上］ （業務管理体制の整備） **第七十条の二**　［同上］ 2～6　同上 7　法第三十五条の三の規定により金融商品取引業者等（取引所金融商品市場における有価証券の売買若しくは市場デリバティブ取引（当該取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所の業務規程で定める売買立会又は立会によらないものに限る。）又はこれらの取引の委託の取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）であって社内取引システム（当該金融商品取引業者等その他の者が、電子情報処理組織を使用して、同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として、当該有価証券の売買若しくは市場デリバティブ取引の価格その他の取引の条件の決定又はこれに類似する行為を行うものをいい、令第二十六条の二の二第七項に規定する私設取引システムを除く。以下同じ。）を使用して行うものを業として行う者に限る。）が整備しなければならない業務管理体制は、第一項の要件のほか、次に掲げる要件を満たさなければならない。

情報処理組織を使用して、同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として、当該取引所金融商品市場における有価証券の売買若しくは市場デリバティブ取引の価格、当該市場における有価証券の売買の価格その他の取引の条件の決定又はこれに類似する行為を行うものをいい、令第二十六条の二の二第七項に規定する私設取引システム又は法第二条第八項第十号に掲げる行為（法第三十条第一項ただし書の規定により行うものに限る。）による有価証券の売買を行う市場を除く。以下同じ。）を使用して行うものを業として行う者に限る。）が整備しなければならない業務管理体制は、第一項の要件のほか、次に掲げる要件を満たさなければならない。

［一・二　略］

［８・９　略］

（最良執行方針等）

第百二十四条　［略］

２　令第十六条の六第二項の規定による最良の取引の条件で執行するための方法及び当該方法を選択する理由の記載は、取引所金融商品市場等（取引所金融商品市場又は令第二十六条の二の二第七項に規定する私設取引システムをいう。第一号及び第六項第四号並びに第百五十八条第五項において同じ。）における有価証券の売買の取次ぎその他の執行の方法の内容（次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める事項を含むものに限る。）を示してしなければならない。

［一・二　略］

［３～７　略］

（注文伝票）

第百五十八条　［略］

［２～４　略］

５　第一項及び第三項の規定によるもののほか、社内取引システムを使用して行う第七十条の二第七項に規定する取次ぎ（取引所金融商品市場等における価格（価格に相当する事項を含む。以下この項において同じ。）と比較して当該価格と同一又はそれよりも有利な価格で行うことを主たる目的としないものを除く。）に関する第一項の注文伝票には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～三　略］

６　［略］

（取引日記帳）

第百五十九条　［略］

２　前項の取引日記帳は、次に掲げるところにより作成しなければならない。

［一～四　略］

五　クロス取引（取引所金融商品市場において行う売付け若しくは買付け（当該取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所が定める方法により行うものに限る。）又は法第二条第八項第十号に掲げる行為（令第六条の二第二項第二号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める要件を満たすものとして同号の規定に基づき金融庁長官が指定する電子情報処理組織を使用して行われるものに限る。）による有価証券の売買を行う市場（法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者の開設するものをいう。）において行う売付け若しくは買付けであって、同一の会員等又は顧客が対当する売付け若しくは買付けを同時に成立させるものをいう。）については、その旨を表示すること。

［六～九　略］

［３・４　略］

［一・二　同上］

［８・９　同上］

（最良執行方針等）

第百二十四条　［同上］

２　令第十六条の六第二項の規定による最良の取引の条件で執行するための方法及び当該方法を選択する理由の記載は、取引所金融商品市場等（取引所金融商品市場又は令第二十六条の二の二第七項に規定する私設取引システムをいう。第一号及び第六項第四号において同じ。）における有価証券の売買の取次ぎその他の執行の方法の内容（次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める事項を含むものに限る。）を示してしなければならない。

［一・二　同上］

［３～７　同上］

（注文伝票）

第百五十八条　［同上］

［２～４　同上］

５　第一項及び第三項の規定によるもののほか、社内取引システムを使用して行う第七十条の二第七項に規定する取次ぎ（取引所金融商品市場等（取引所金融商品市場又は令第二十六条の二の二第七項に規定する私設取引システムをいう。第三号において同じ。）における価格（価格に相当する事項を含む。以下この項において同じ。）と比較して当該価格と同一又はそれよりも有利な価格で行うことを主たる目的としないものを除く。）に関する第一項の注文伝票には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～三　同上］

６　［同上］

（取引日記帳）

第百五十九条　［同上］

２　［同上］

［一～四　同上］

五　クロス取引（取引所金融商品市場において行う売付け又は買付け（当該取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所が定める方法により行うものに限る。）であって、同一の会員等が対当する売付け又は買付けを同時に成立させるものをいう。）については、その旨を表示すること。

［六～九　同上］

［３・４　同上］

別表第一（第十七条関係）

通知又は公表の区分	通知又は公表事項	注意事項
顧客又は私設取引システム運営業務を行う金融商品取引業者が、その使用する電子情報処理組織において、上場株券等の売付け又は買付けの申込みをした場合（当該申込みに係る上場株券等の売買が当該申込みの受付により直ちに成立する場合その他の他の者が当該申込みに応じる余地がない場合を除く。）における通知	一　上場株券等の種類及び銘柄 二　申込みに係る売付け又は買付けの別 三　申込みに係る価格及び当該価格ごとの売付け又は買付けの別の数量	一　顧客又は私設取引システム運営業務を行う金融商品取引業者からの申込みの受付をした後直ちに顧客に通知すること。 二　電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は通知すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合においては、当該事由が消滅した後速やかに顧客に通知すること。
私設取引システム運営業務を行う金融商品取引業者が使用する電子情報処理組織において上場株券等の売買が成立した場合における通知	一　当該上場株券等の種類及び銘柄 二　当該銘柄の売買の成立の時点における売買成立の当日の最高価格、最低価格、最初の価格及び最終価格 三　当該銘柄の売買の成立の時点における売買高	一　当該売買について直ちに顧客に通知すること。 二　電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は通知すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合においては、当該事由が消滅した後速やかに顧客に通知すること。
金融商品取引業者が私設取引システム運営業務において取引を行う場合における毎日の公表	一　総取引高 二　上場株券等のうち株券について、銘柄別に、最高価格、最低価格、最初の価格及び最終価格並びに数量 三　上場株券等のうち株券及び新株予約権付社債券以外のものについて、銘柄別に、額面金額、最高価格、最低価格、最初の価格及び最終価格並びに数量 四　新株予約権付社債券（外国の者の発行する証券または証書を含む。）について、	一　総取引高は、上場株券等の種類ごとに区分し、有価証券の売買ごとに小計を付し、合計すること。 二　有価証券は、その種類ごとに区分すること。 三　株券の配列は、産業部門ごとに区分すること。 四　上場株券等のうち株券及び新株予約権付社債券以外のものの額面金額は、毎月一回額面五十円以外のものにつき通知及び公表することで足りる。

［表を加える。］

	銘柄別に、発行価格、最高価格、最低価格、最初の価格及び最終価格並びに数量
	五　新株予約権付社債券の発行価格は、毎月一回通知及び公表することで足りる。
	六　有価証券の売買その他の取引の種類ごとに区分すること。

別表第二（第百二十五条の八関係）

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正）

第二条　発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

別表（第百二十五条の八関係）

改正後	改正前
（電子情報処理組織を使用して行われる取引に係る公表事項等） **第三条の二**　令第六条の二第二項第二号イに規定する内閣府令で定める方法は、顧客の提示した指値が、取引の相手方となる他の顧客の提示した指値と一致する場合に、当該顧客の提示した指値を用いる方法とする。 2　令第六条の二第二項第二号イ(1)に規定する内閣府令で定める事項は、売付け又は買付けの申込みに係る有価証券にあっては数量、売付け又は買付けの別及び申込みの時刻とし、売買に係る有価証券にあっては数量及び売買成立日時とする。 3　令第六条の二第二項第二号ロ(1)に規定する内閣府令で定める事項は、数量とする。 4　令第六条の二第二項第二号ロ(2)に規定する内閣府令で定める価格は、次に掲げる価格のいずれかとする。 一　取引所金融商品市場（法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下この項及び第四条の二第二項第一号において同じ。）において直近に公表された当該取引所金融商品市場における当該売買に係る有価証券と同一の銘柄の有価証券の価格（当該価格の決定方法が競売買の方法であるものに限る。以下この号及び第四号において「直近公表価格」という。）から直近公表価格に百分の七を乗じた額（当該額が五円未満となる場合にあっては、五円。以下この号において同じ。）を減じて得た額以上、直近公表価格に百分の七を乗じた額を直近公表価格に加えて得た額以下の範囲内の価格 二　当該売買を行う日、その前営業日又はこれらのうちの特定の時間帯のいずれかに係る取引所金融商品市場における当該売買に係る有価証券と同一の銘柄の有価証券の総売買代金（売買価格の決定方法が競売買の方法であるものに限る。）を総売買高（売買価格の決定方法が競売買の方法であるものに限る。）で除して得た価格（以下この号及び次号において「出来高加重平均価格」という。）から取引に係る手数料その他のこれに類する費用に相当する額（以下この号及び次号において「手数料相当額」という。）を減じて得た額以上、出来高加重平均価格に手数料相当額を加えて得た額以下の範囲内の価格 三　出来高加重平均価格を目標として、当該売買の当事者のいずれかが当該売買を行う日、その前営業日又はこれらのうちの特定の時間帯のいずれかに当該売買に係る有価証券と同一の銘柄の有価証券を取引所金融商品市場において分割して競売買の方法により売付け又は買付けを行った当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の総売付代金を総売付高で除して得た価格又は総買付代金を総買付高で除して得た価格から手数料相当額を減じて得た額以上、当該価格に手数料相当額を加えて得た額以下の範囲内の価格	（電子情報処理組織を使用して行われる取引に係る公表事項等） **第三条の二**　令第六条の二第二項第二号イに規定する内閣府令で定める事項は、売付け又は買付けの申込みに係る有価証券にあっては数量、売付け又は買付けの別及び申込みの時刻とし、売買に係る有価証券にあっては数量及び売買成立日時とする。 2　令第六条の二第二項第二号ロに規定する内閣府令で定める方法は、顧客の提示した指値が、取引の相手方となる他の顧客の提示した指値と一致する場合に、当該顧客の提示した指値を用いる方法とする。 ［項を加える。］ ［項を加える。］

四　十五以上の銘柄に係る同一の種類の有価証券を同時に売買する取引（当該取引の売買代金の合計が一億円以上であるものに限る。）について、当該取引の対象となる各銘柄の直近公表価格に当該各銘柄に係る取引の数量（当該有価証券が新株予約権付社債券である場合にあっては、当該各銘柄の額面金額の百分の一）を乗じて得た額の合計額から当該合計額に百分の五を乗じた額を減じて得た額以上、当該合計額に百分の五を乗じた額を当該合計額に加えて得た額以下の範囲内の価格	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部改正）

第三条　有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
（取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場における売買価格の決定方法に準ずるもの） **第十条**　令第二十六条の二の二第七項に規定する内閣府令で定める売買価格の決定方法は、次に掲げる方法とする。 一　定義府令第十七条各号に掲げる方法（第三号に掲げる方法を除く。） 二　競売買の方法又は前号に掲げる方法に類似する方法（次号に掲げる方法を除く。） 三　法第二条第八項第十号に掲げる行為（令第六条の二第二項第二号ロに定める要件を満たすものとして同号の規定に基づき金融庁長官が指定する電子情報処理組織を使用して行われるものに限る。）において用いられる方法	（取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場における売買価格の決定方法に準ずるもの） **第十条**　［同上］ 一　定義府令第十七条各号に掲げる方法 二　競売買の方法又は前号に掲げる方法に類似する方法 ［号を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、令和六年十二月一日から施行する。

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この府令の施行の際現に金融商品取引法第三十条第一項の認可を受け又はその申請をしている金融商品取引業者については、この府令の施行の日から起算して七月を経過する日までの間（当該金融商品取引業者が当該期間内に第一条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「新令」という。）第十九条第一号に掲げるもの（新令第十七条第七号及び第十三号に係る部分に限る。）について同法第三十一条第六項の認可の申請をした場合には、当該申請に係る認可又はその拒否の処分までの間）は、新令第十七条第七号及び第十三号の規定は、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○内閣府令第百二号

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）第十四条第三号の規定に基づき、金融商品の販売等に係る勧誘方針の公表の方法に関する内閣府令を次のように定める。

令和六年十一月二十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

金融商品の販売等に係る勧誘方針の公表の方法に関する内閣府令

1　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令（以下「令」という。）第十四条第三号の規定による閲覧に供する方法は、勧誘方針（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号。以下「法」という。）第十条第一項に規定する勧誘方針をいう。）を金融商品販売業者等（法第三条第三項に規定する金融商品販売業者等をいう。以下同じ。）のウェブサイト（次項第二号に規定するウェブサイトがある場合にあっては、当該ウェブサイト）に掲載する方法とする。

2　令第十四条第三号イに規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　金融商品販売業者等の常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

二　金融商品販売業者等のウェブサイト（当該金融商品販売業者等がその行う金融商品の販売等（法第三条第二項に規定する金融商品の販売等をいう。）に関して広告をするものに限る。）がない場合

附　則

この府令は、令和六年十二月十五日から施行する。